

**「姫路市立城陽小学校における体罰・暴言事案に
係る検証委員会」のまとめ**

令和3年12月

姫路市教育委員会

姫路市立城陽小学校における体罰・暴言事案に係る検証委員会

目次

1 検証委員会について

- (1) 検証委員会の趣旨等 1
- (2) 会議の経過 1
- (3) 検証意見書について 2

2 会議録

- (1) 第1回検証委員会会議録 27
- (2) 第2回検証委員会会議録 36
- (3) 第3回検証委員会会議録 40
- (4) 第4回検証委員会会議録 45
- (5) 第5回検証委員会会議録 54

3 参考資料

- (1) 開催要領 59
- (2) 委員名簿 60

1 検証委員会について

(1) 検証委員会の趣旨等

① 体罰・暴言事案の概要

ア 発覚のきっかけ

令和3年6月9日(水)、加害教諭は、教室で担任する特別支援学級の児童が花の水やり当番の札を隠したことに腹を立て、「お前なんか必要ない、消えろ、出て行け、2度と学校に来るな、さっさと転校しろ。」と発言した。

その後、水やり場で加害教諭は、正面から両手で被害児童の左右の上腕部を掴み、揺さぶった後、右手で被害児童の左腕を掴み、引き上げるように強く振り回した。

教室へ戻った後、加害教諭は、同室で児童の支援を行う同僚職員に対して管理職に報告しないように発言した。

イ 発覚の経緯

同日、同僚職員が教頭に報告し、6月16日(水)に校長が市教委に連絡したことから事案が発覚した。

ウ 確認した体罰や暴言について

平成30年度から令和3年6月9日までの間、特別支援学級に在籍する6名の児童に対し、人権意識が著しく欠けた悪質な体罰や暴言を行った。

体罰や暴言については、平成30年度は16件、令和元年度は1件、令和2年度は8件、令和3年度は8件、発生年度不明1件の計34件を確認している。

② 検証委員会の趣旨

姫路市立城陽小学校で発生した上記の体罰・暴言事案の原因の究明・分析について、専門的な見地より意見を求めることを目的として、「姫路市立城陽小学校における体罰・暴言事案に係る検証委員会(以下、「検証委員会」という。)」を開催する。

③ 検証委員会の委員構成

検証委員会の委員には、本市の学校園の状況を把握している姫路市学校サポート・スクラムチームの専門委員のうち、弁護士1名、臨床心理士1名、精神保健福祉士1名の3名でもって構成する。

(2) 会議の経過

① 第1回検証委員会

日時：令和3年11月5日(金)午前10時から

場所：姫路市役所8階 教育委員会会議室

姫路市立城陽小学校

内容：(1)挨拶

(2)委員紹介

(3)検証委員会概要説明

(4)委員長・副委員長選出

(5)議事

・城陽小学校における体罰・暴言事案についての状況説明

・現地確認 城陽小学校での現地確認

・その他

② 第2回検証委員会

日時：令和3年11月16日（火）午前10時から
場所：姫路市立総合教育センター 大会議室、相談室
内容：（1）挨拶

- （2）議事
- ・管理職等からの事情聴取
 - ・意見交換
 - ・その他

③ 第3回検証委員会

日時：令和3年12月1日（水）午前10時から
場所：姫路市立総合教育センター 大会議室、相談室
内容：（1）挨拶

- （2）議事
- ・管理職等からの事情聴取
 - ・意見交換
 - ・その他

④ 第4回検証委員会

日時：令和3年12月7日（火）午後1時30分から
場所：姫路市立総合教育センター 第2・3会議室、相談室
内容：（1）挨拶

- （2）議事
- ・保護者等からの意見聴取
 - ・意見交換
 - ・その他

⑤ 第5回検証委員会

日時：令和3年12月14日（火）午後2時40分から
場所：姫路市立総合教育センター 大会議室
内容：（1）議事

- ・意見書（案）について
- ・その他

（2）挨拶

⑥ 検証意見書の手交

日時：令和3年12月24日（金）午後0時45分から
場所：姫路市役所8階 教育委員会会議室
内容：委員長から教育長への手交

（3）検証意見書について

検証委員会から提出された「検証意見書」は次のとおりである。なお、個人名など個人情報となる部分等については、マスキングをしている。

検証意見書

令和3年12月24日

姫路市教育委員会 御中

姫路市立城陽小学校における

体罰・暴言事案にかかる検証委員会

委員長 立 花 隆 介

副委員長 今 塩 屋 登 喜 子

委 員 飯 塚 由 美 子

姫路市立城陽小学校における体罰・暴言事案について、その原因の究明及び分析を行った結果、当委員会の意見は下記の通りです。

記

1 当委員会の設置及び活動について

- (1) 当委員会は、姫路市立城陽小学校（以下、「本件小学校」という）で発生した教職員による体罰・暴言事案（以下、「本件事案」という）について、弁護士、臨床心理士及び精神保健福祉士である委員が、その専門的な見地から、その事案発生の原因の究明及び分析を行い、姫路市教育委員会に対する意見を述べるために発足したものである。

姫路市教育委員会は、当委員会の意見を受けて、学校園における体罰等の防止対策を検討する会議体を発足させるとのことである。体罰等の具体的な防止対策は同会議体で検討されるところとしても、現に児童、生徒らが学校園において学校生活を送っており、現時点において本件と同様の事案により児童、生徒らに被害が生じているかもしれないとの観点からすれば、上記防止対策を早急に構築し、それを現場の学校園において実行する必要性がある。

そのために、当委員会に対しても原因の究明及び分析を迅速に行うことが求められるところではあるが、しかし一方で拙速であってはならず、丁

寧で充実した調査，検討を行う必要性も存する。当委員会は，迅速さと丁寧さの狭間で最終的には次項以下で述べる調査を行い，全5回の委員会を開催して本意見書をまとめたところである。

なお，本件事案において，[]元教諭が児童らに対して行った体罰，暴言等の具体的な内容については，迅速性の観点から，同人に対する懲戒手続において認定された34件の事実の存在を前提とし，それらの事実の存否及びそれら以外の事実の存否に関しては調査の対象とはしていない。

(2) 委員会の開催

当委員会は，令和3年11月5日に第1回委員会を開催し，それを含め，以下の通り，全5回の委員会を開催した。

- 第1回 令和3年11月5日（金）10時00分～12時00分
- 第2回 同年11月16日（火）10時00分～12時30分
- 第3回 同年12月1日（水）10時00分～12時30分
- 第4回 同年12月7日（火）13時30分～16時30分
- 第5回 同年12月14日（火）14時40分～16時30分

(3) 聞き取り調査等

当委員会は，本件事案の調査として，以下の者に対する聞き取り調査等を行った。以下の者の聴取を行うにあたっては，被聴取者が真意に基づき自由な発言をすることを担保するために，当委員会委員3名のみが聴取し，教育委員会事務局の立会いは認めなかった。

ア []氏（令和2年度の教頭，令和3年度の校長。以下，「[]現校長」という）

イ []氏（平成30年度～令和2年度の校長。退職済。以下，「[]前校長」という）

ウ []氏（令和3年度の教頭。以下，「[]現教頭」という）

エ []氏（平成29年～令和元年度の教頭。以下，「[]元教頭」という）

オ []氏（本件事案における加害教諭。以下，「加害教諭」という）

カ 被害児童である []氏の保護者（ []）

キ 被害児童である []氏の保護者（ []）

ク 被害児童である []氏の保護者（ []）

なお，被害児童6名の保護者に対して，当委員会による意見聴取の機会

を持つ旨の連絡をし、そのうち上記3名の被害児童の保護者から申出があったところである。また、ク記載の保護者からは書面の提出もなされた。

(4) 書面による意見の提出

本件小学校の特別支援学級において、特別支援教育支援員として配置されていた[]氏（以下、「[]支援員」という）に対して、当委員会による意見聴取の機会を持つ旨の連絡をしたところ、聴取予定日の都合が合わないものの意見を述べたいとのことであり、書面による意見の提出がなされた。なお、日程的な都合もあり面会による聴取は行わなかった。

(5) 当委員会による検討、意見交換

当委員会においては、被聴取者からの聴取をそれぞれ終了した後、事実上、委員3名のみによる意見交換を行った。その後、部屋を移動して、教育委員会事務局も立会いの下で、教育委員会事務局への事実確認（質問）や意見交換等を行った。また、意見書の内容の検討や作成にあたって、3名の委員間においては、前記の委員会の会合以外にも、電子メールや電話等により意見交換を行った。

2 前提となる事実

(1) 特別支援学級について

ア 本件小学校には、障害のある児童を対象にした特別支援学級が存しており、自閉症・情緒障害を有する児童の学級は「なのはな学級」と呼ばれていた。平成30年度は、なのはな学級は1学級であったが、令和元年度以降は2学級となった。

特別支援学級の定員は8名とされており、同学級を担任するにあたって特別支援学校教員免許状は必要とされておらず、通常の教員免許状を有していれば担任することができる。

特別支援学校教員免許状を有していない教員が、特別支援学級を担当する場合であっても、事前に特別な研修を受けてから担当するわけではない。担任を開始した後、同年度に兵庫県立特別支援教育センターが開催する年3回程程度の研修に参加するなどしている。また、姫路市では、総合教育センターが、「特別支援教育担任者研修」等の必須研修の他、特別支援教育の内容を含む年次研修や希望者向けの研修を開催し、各教員が受講するなどしている。また、特別支援学級を担当する教員が地区ごとに意見交換等

を行う会合も存している。

イ 自閉症・情緒障害を有する児童の中には、児童によってはパニックを起こして暴れたり、教員に対して有形力を行使したりする者もあり、また障害ゆえに教員からの指導が通りにくい児童も存する。このような児童は通常学級にも存するし、自閉症・情緒障害を有する児童に限ったものではないが、自閉症・情緒障害を有する児童の特別支援学級には、相対的にはそのような児童が存することが多く見られる。

(2) 加害教諭について

ア 加害教諭は、平成23年4月に採用され、令和3年4月時点で丸11年の教員経験を有する教諭であった。平成28年4月に、本件小学校に赴任したが、前任校においても本件小学校においても「金管バンド」の指導を行い、関西大会に出場するなど優秀な成績を収めていた。

管理職からの加害教諭に対する評価は、おおむね真面目、熱心、積極的というものであり、評価は総じて高いものであった。

加害教諭が、平成30年度以降、特別支援学級の担任となったのは、平成29年度末頃に、同年度末で転任予定であった校長（ 前校長の前任者）が加害教諭の丁寧な指導や仕事ぶりを評価し、特別支援学級の担任を勧めたことによるものであった。また同校長は、特別支援学級を担当する教員から管理職に進むものが少ないことも踏まえ、加害教諭に将来の管理職への期待も込めてのものであった。加害教諭は、当初は特別支援学級の担任となることについて悩むところもあったが、最終的に承諾し、平成30年度以降、本件小学校の特別支援学級を担当することとなった。

イ 加害教諭は、平成28年4月に本件小学校に赴任し、平成28年度は、肢体不自由児童の特別支援学級を担当した。同年度は、同学級の児童は1名であった。

平成29年度は、4年生の通常学級の担任を担当した。

平成30年度は、前記の経緯により、特別支援学級を担当することとなり、自閉症・情緒障害の児童が在籍する特別支援学級（なのはな学級）を担当するようになった。同年度は、なのはな学級は1クラスのみであった。

令和元年度からなのはな学級が2クラスとなり、同年度及び令和2年度は、加害教諭と同僚の女性教諭がそれぞれ担任をした。

令和3年度も同様に2クラスであり、加害教諭と前年度とは別の女性教

諭がそれぞれ担任をしていた。

ウ 加害教諭自身は、自らの性格について、自分の中で悩みなどを抱え込んでしまう性格、人に相談することは苦手であるなどと評価している。

(3) 体罰・暴言の対象となった児童について

ア ■■■■■ (本年度 ■■■■■)

■■■■■
■■■■■
■■■■■
■■■■■
■■■■■

懲戒手続で認定された事実によれば、平成30年度(当時■■■年生)、令和3年度(■■■年生)に加害教諭からの体罰・暴言の被害を受けている。

イ ■■■■■ (本年度 ■■■■■)

■■■■■
■■■■■

懲戒手続で認定された事実によれば、令和元年度(当時■■■年生)、令和2年度(当時■■■年生)に加害教諭からの体罰・暴言の被害を受けている。

ウ ■■■■■ (本年度 ■■■■■)

懲戒手続で認定された事実によれば、平成30年度(当時■■■年生)に加害教諭からの体罰・暴言の被害を受けている。

エ ■■■■■ (本年度 ■■■■■)

懲戒手続で認定された事実によれば、令和2年度(当時■■■年生)に加害教諭からの体罰・暴言の被害を受けている。

オ ■■■■■ (本年度 ■■■■■)

懲戒手続で認定された事実によれば、平成30年度(当時■■■年生)に加害教諭からの体罰・暴言の被害を受けている。

カ ■■■■■ (本年度 ■■■■■)

懲戒手続で認定された事実によれば、令和3年度(■■■年生)に加害教諭からの体罰・暴言の被害を受けている。

(4) 懲戒処分の対象事実について

加害教諭に対する懲戒処分手続では、体罰・暴言事案として、おおむね以下の内容の事実が認定されている。

ア 平成30年度

平成30年度を通じて16件の体罰・暴言が認定されており、そのうち、児童に向けられたものは9件で、その余は■■■■支援員に対する暴言である。

イ 令和元年度

令和元年度は1件の体罰が認定されており、児童に向けられたものである。

ウ 令和2年度

令和2年度を通じて8件の暴言が認定されており、いずれも児童に対して向けられたものである(■■■■支援員に対する暴言を児童の面前で言ったものも含む)。

エ 令和3年度

令和3年4月から6月9日までの間に8件の体罰、暴言が認定されており、いずれも児童に対して向けられたものである。

オ その他、年度が不明事案として1件の体罰が認定され、児童に向けられたものである。

(5) 加害教諭のメンタルヘルス上の不調とその経過について

ア 令和元年12月頃から新型コロナウイルスの感染が問題とされるようになり、令和2年に入り、加害教諭が指導していた金管バンドの演奏会を行うことができないということがあった。緊急事態宣言に伴う休業等を経て、令和2年6月に学校が再開された後でも、同月に予定されていた金管バンドの演奏会を開催することができなかった。加害教諭は、そのことを周囲から責められることはなかったものの、演奏会の中止等により児童らの発表の場がなくなるなどの事態を自らで消化することができず、悩みを感じるようになり、同年6月頃、自宅に近い心療内科への通院を開始し投薬を受けるようになった。

加害教諭は、同時期頃、当時の校長(■■■■前校長)及び教頭(■■■■現校長)に対して心療内科に通っていること、投薬を受けていることを伝えたが、校長らに対して業務上の配慮を求めることまではしなかった。

その後、加害教諭は、令和3年6月頃まで、心療内科への通院を行い、服薬を継続していた。加害教諭によれば、令和2年は、処方された薬が自分に合っており、何とか持ちこたえていた状況であったとのことである。

イ ■■■■前校長及び■■■■現校長(当時、教頭)は、その後、加害教諭が通院の

ために早めに退勤する様子などを見て、加害教諭が通院を継続していることを把握していた。もっとも、その後、加害教諭に対して通院や服薬状況について特に聴取を行うことはしていなかった。■前校長は、当初通院のために退勤をする様子を見ていたが、数か月後にはそれも見なくなり、令和2年秋頃には調子が良くなっているのだと感じていた。■現校長は、同時期頃に、加害教諭から調子が良くなっているとの話を耳にしたが、特にそれ以上に状況を尋ねるなどはしなかった。

ウ 加害教諭は、令和3年度、再び特別支援学級の担任となったが、その担任業務以外に、金管バンドの指導や前年度から引き続いての安全担当の業務も抱えていた。金管バンドの指導は、朝練習は加害教諭が遅れて参加することもあるなど、他の顧問の教員とも協力して行っていた。また、本件小学校では、水泳の授業におけるプール指導時の介助員を同校児童の保護者に担ってもらっていた。令和3年6月頃には、介助員の募集や介助員費用支払のための金融機関口座のとりまとめ業務等の事務作業があり、加害教諭自身は同業務により多忙と感じ、またこれらに対する負担感を感じていた。

(6) ■支援員による管理職への報告及びそれに対する管理職の対応等

ア ■支援員は、平成■年に特別支援教育支援員として採用され、同年、城陽小学校に配置された。平成■年度から令和3年度までの、いずれも本件小学校の自閉症、情緒障害を有する児童の在籍する特別支援学級（なのはな学級）において支援員として活動をした。

なお、特別支援教育支援員は会計年度任用職員であり、年度毎に採用される。■支援員は、令和3年度で■年目の再任となるどころ、■年間、同じ学校で支援員として勤務するケースは必ずしも多くはない。■前校長によれば、■支援員は勉強熱心で、特別支援学級の児童に丁寧に向き合い、手放しがたい支援員であったと評価している。

イ 平成30年度中、詳細な日時は不明であるが、■支援員は、加害教諭の児童に対する言動等について■元教頭に対して報告した。その報告の内容は、■元教頭や■前校長によれば、加害教諭がなのはな学級の児童（■）を押さえつけて怒鳴っている、児童が苦しそうであるというものであった。その際、■支援員は自らが情報提供したことを伏せて欲しいと依頼したことから、■元教頭は、なのはな学級を通りかかった

時に自らが目撃したという体裁で、加害教諭に対して児童に対する上記行為について口頭で注意をした。

その1週間ほどの後に、■■■■元教頭が■■■■支援員に対して加害教諭の様子を確認したところ、あまり状況に変化がないとのことであった。そこで、■■■■元教頭は、加害教諭に対して、児童から反抗された時などに制止する場合の接触であっても、近時はやり過ぎれば体罰として処分されることもある、加害教諭も家族のことを思い浮かべて腹が立っても我慢しなければならない等と口頭で注意をした。■■■■元教頭は、これらの経緯を■■■■前校長に報告した。

■■■■前校長及び■■■■元教頭らは、■■■■支援員から、加害教諭による児童に対する言動の状況について詳細な聴取や調査等は行ってはいないものの、内容が児童を殴るなどの事案ではなく、児童の行動を制止する際の接触であったことから、行動制止のために身体的接触が必要な場合もあると考え、体罰であるとの認識は有さず、教育委員会への報告も行わなかった。

ウ 令和2年度

令和2年夏頃、詳細な日時は不明であるが、■■■■支援員は、■■■■現校長(当時、教頭)に対して、加害教諭の児童に対する言動等について報告をした。■■■■現校長によれば、■■■■支援員の話としては、教室内のエアコンの操作について本来は教員が行うべきところ、加害教諭が金管バンドの指導で慌ただしいことから、なのはな学級の児童(■■■■)にさせている、その際に厳しい言い方をしているとの内容であった。もっとも、■■■■現校長が、■■■■支援員に対して、さらに具体的な発言の文言や内容、状況や口調などについて詳細に聞き取ることはしなかった。■■■■現校長は、加害教諭に対しては、児童に対する口調や言い方などについて口頭で注意をした。子どもの心情に配慮する言い方をするように求め、加害教諭は「気をつけます」などと述べて指導を受け入れた。

その後、令和2年秋～冬の時期であったが、■■■■支援員から再度、■■■■現校長に対して、加害教諭の児童らへの言い方が厳しいとの報告があった。もっとも、この際も■■■■支援員に対して、さらに具体的な文言や内容、状況や口調などを詳細に聞き取ることはしなかった。■■■■現校長は、加害教諭に対して再度口頭で注意を行い、加害教諭は「分かりました」などと述べて、この指導を受け入れた。

■現校長は、校内の巡回をする際に、加害教諭の特に厳しい言葉や暴言を直接見聞きしたことはなく、日常的なものではなく、加害教諭が「言い過ぎてしまったもの」と考え、教育委員会への報告を必要と考えず、またそれ以上の継続的な対応等をとらなかった。

エ 令和3年度

令和3年4月19日、■支援員は、■現教頭に対して、加害教諭の発言について報告をした。■現教頭は、発言内容を聞いてヒヤッとした思いを持ち、怖い感じもしたことから、■現校長に報告をした。もっとも、■支援員は加害教諭からの逆恨みを心配し、■支援員からの情報提供であることを伏せて欲しいとの依頼があった。そのため、■現校長と■現教頭は協議の上、翌20日の職員朝会において、■現校長から全職員への注意という体裁で、児童に対する発言や言動についての注意を行った。

翌21日、■支援員は、再び■現教頭に対して加害教諭の児童に対する言動を報告した。■現教頭は、■現校長に報告、相談をし、翌22日、■現校長及び■現教頭は、図書室に加害教諭を呼び出して事情聴取を行うとともに口頭での注意を行った。この際にも、加害教諭は「悪いことをした」との反省の弁を述べるなどした。もっとも、■現校長は、同月21日の出来事は、児童が教室を出て行ってしまった際の制止のための行動であると考えて、体罰としての認識を有さず、教育委員会への報告等のそれ以上の対応をとらなかった。

同年6月9日、■支援員は、勤務時間を終えて退勤した後の夕方頃、■現教頭に連絡をしてきた。■支援員は、その電話で、同日にあった加害教諭の児童に対する言動を報告した。

- (7) 令和3年6月10日、■支援員は■休暇を取った。一方で、■現校長及び■現教頭は、前日に■支援員から訴えのあった内容について、加害教諭に対して事実確認を行ったところ、加害教諭はおおむねその内容を認めた。■現校長と■現教頭は、加害教諭に注意をすると共に、加害教諭から精神面での負担の訴えを受け、休養（休暇）を取得することを勧めた。

同月14日、加害教諭が病気休暇を取得した。同日の夜、■支援員が、■現教頭の携帯電話に架電し、加害教諭の児童に対する言動について

話をしたい旨を告げた。■現教頭は、■現校長にも相談をした上で、■支援員に対して翌15日夜に来校するように求めた。

同月15日夜、■現校長と■現教頭は、■支援員と本件小学校内で会い、■支援員が作成したメモを見せられ、過去の加害教諭の児童に対する体罰・暴言等の内容について具体的に説明を受けた。

■現校長及び■現教頭は、それらのメモの内容を把握し、翌日16日午前中に姫路市教育委員会に対して、加害教諭による体罰・暴言等の存在及び同人が病気休暇取得中である旨の報告を行った。

- (8) なお、管理職らは、平成30年から■支援員からの報告を受けていたが、■支援員が作成したメモは見てはおらず、管理職らが見たのは、令和3年6月15日、■現校長及び■現教頭が初めてであった。

また、■現教頭は、令和3年4月に本件小学校に教頭として着任したところ、令和2年度以前にも、■支援員が加害教諭の児童への指導に関して管理職に対して報告をしていた事実は把握しておらず、その事実を知ったのは令和3年6月9日以降であるとのことであった。

- (9) 本件小学校の他の教職員の中には、■支援員から加害教諭の言動について相談を受けた者もあり、それに対して管理職に伝えるように助言をした者もいた。

また、児童の在校時間中に教職員による大声を聞いたり、教職員が児童の身体に接触して指導する場面を見たりしたことがある教職員もいた。それらを見聞きした教職員は、そんなに大声でなくても良いのにと感じた者、指導上のこととはいえ激しさを感じたという者、大きな声ではあったが暴言ではなかったと感じた者、熱を込めて指導をしている、熱心な指導だと感じた者、(被害児童による)大声(暴言)もあってそれを指導していると思っていた者など、様々な捉え方をしていたようである。また、児童の身体への接触を目撃した際の捉え方は、暴れている児童を制止していた、教室に引っ張って連れて帰っている、教師も蹴られておりその動きを止める場面であった等と評価する教員もいたようである。

3 体罰・暴言事案の原因等に関する検討，分析結果について

(1) 当委員会においては，前記の各調査により得られた事実や情報等に基づいて，本件事案の原因等について，①加害教諭による本件事案そのものが生じた原因がどこにあるかという視点，②加害教諭による体罰・暴言が長期間継続した（早期発覚しなかった）原因がどこにあるかという視点に分けて検討し，以下の通り，整理した。

(2) 加害教諭による本件事案そのものが生じた原因について

ア 加害教諭の教員としての資質の問題

本件事案の発生の原因としては，当然ながら，加害教諭自身の個人的な資質の問題がある。

加害教諭が行った体罰・暴言等の行為は，被害児童らの人格を著しく傷つけるものであって到底許されるものではない。

小学校，中学校及び高等学校の学校で過ごす時期は，児童，生徒らが，学習面における成長のみならず，人間関係の形成，社会性の体得等をすると共に，個々の人格を形成していくべき重要な時期である。そのような時期に，長期間にわたって暴力的行為や発言に晒されることは，その個々の人格形成，物事に対する判断基準，価値基準の形成等に重大な影響を与えるものである。また，近時は，そのような影響がその後の人生において長期間にわたって継続し続けるとも言われているところである。特に本件事案においては，自らに起こった出来事や自己の気持ち，思いを表現しづらい自閉症や情緒障害を有する児童が被害者となっている。自閉症や情緒障害を有する児童，生徒の場合には，障害があるが故の一つ一つの成長に，通常学級の児童，生徒よりも時間を要することもある。しかし，そうであるからこそ，そのような児童，生徒の人格形成，成長にあたっては，それに接する教職員や大人たちの態度に強く影響を受けるのではないかとも思われ，本件事案における体罰・暴言等の行為は，単に被害児童らが精神的苦痛を受けたとか，心が傷ついたなどという以上に，被害児童らの人格形成や成長に強く影響を及ぼした可能性もある。また，直接的に体罰を受け暴言を言われた児童のみならず，教室内において，そのような加害教諭の言動を見聞きすることとなった他の児童にとってもその影響は同様である。自分が対象となっていなくとも，暴力・暴言やそれによる恐怖が存する教室に自らがいること，それが次は自らに向かってくるかもしれな

いという環境にいること自体が、児童らの心身の成長や人格形成に同様に影響を与えるものであると考えられる。

児童，生徒が個々の人格を形成していく中では，両親からの影響を最も強く受けるであろうが，一方で，1日の大半を学校で過ごしているのであり，そこで接する大人，つまり教職員からの影響も強く受けるものと考えられる。教職員は，児童，生徒らの人格の形成に重要な役割を担う。その中で，教職員が児童，生徒に暴力的に接することは，児童，生徒に暴力への親和性を持たせ，暴力を正当化する根拠を与えることにもなる。また，体罰・暴言等の対象となった児童らの自尊心，自己肯定感等を育んだり，人格を形成していくにあたって重大な影響を及ぼすことは言うまでもない。

加害教諭は，被害児童に対してすでに認定された数多くの体罰・暴言等の行為を現実に行ったのであり，加害教諭自身が，暴力や暴力的言動を許容する指向を有していたものと考えられる。また，被害児童が障害を有していることを知りながら，その障害を理由にして人格を否定するような発言もしているところであり，障害を有する児童に対する配慮に著しく欠け，さらにはその人権感覚にも疑問を持たざるを得ない。

上記のような教員が有する児童，生徒の人格形成に対する重要な役割に鑑みれば，加害教諭自身に教員として有するべき資質に問題があったと言うほかない。

イ 加害教諭の特別支援学級の教員としての知識，経験及び資質の問題

本件事案は，特別支援学級の担任であった加害教諭が，自学級の自閉症や情緒障害を有する児童に対して体罰，暴言等を行ったものである。

加害教諭は，前記の通り，教員になって以来，主として通常学級を担当しており，平成30年度に初めて自閉症，情緒障害を有する児童の特別支援学級を担当した。

平成29年度末で転任した校長（ 前校長の前任者）から，同年度末頃に特別支援学級の担任を薦められ，加害教諭も迷ったものの受け入れたというものであり，加害教諭がもともと特別支援教育に関心を有していたというわけではない。また，特別支援教育にかかる教員免許状も取得していない。

特別支援学級を担当する教員に対しては，県教育委員会や市教育委員会

が実施する研修は存しており、加害教諭もそれらには出席していたものと思われるが、それらによって、自閉症や情緒障害そのものへの理解、それらを有する児童に対する教育のあり方、指導のあり方、技術などを十分に習得できると考えるには大きな疑問がある。当然ながら、実際に特別支援学級を担任して経験を積み、その中で学ぶことも必要であり重要であると認められるものの、児童、生徒及びその保護者からすれば、各教員の特別支援教育の経験の有無とは関係なく、その年度の担任が唯一の担任なのであるから、各教員において経験が乏しかったとしても、最低限度の専門性を有しておく必要がある。

また、加害教諭については、一部の保護者からは「怖い教員」、「威圧的な雰囲気」があるとの評価があり、特別支援学級の児童に対しても通常学級の児童と同じように叱りつけていたとの指摘もあった。いわゆる「怖い先生」の存在を一概に全て否定することはできないとしても、少なくとも、自閉症や情緒障害を有する児童への指導を担当する教員として、そのような評価の教員が適任であったかどうかには強い疑問がある。一般に、特別支援教育においては、威圧的で管理的な方法による画一的、統一的な教育とは反対に、各児童、生徒の有する個々の障害やその程度に対する理解を持ち、時間をかけた個別具体的な教育、指導が必要であると考えられる。人事異動や人材配置には、向き不向きなどの適性以外の種々の要素の影響を受けるものであるとは言え、そもそも加害教諭が、自閉症や情緒障害を有する児童を担当するべき資質を有していたかどうかも疑問である。

本件事案は、特別支援学級において発生したものであるところ、このような特別支援教育を担当する専門性が不足していたり、担当する適性や資質のミスマッチが存在していたと考えられることも指摘できる。

ウ 特別支援学級の担任の負担

(ア) 当委員会において、加害教諭に対して聴取を行ったところ、加害教諭からは、特別支援学級そのものの負担の大きさには言及はなく、令和3年6月頃に校内事務（安全担当）が重なり多忙であったとの話がなされた。また、加害教諭が心療内科に通うきっかけは、特別支援学級における心理的負担等よりも、コロナ禍における金管バンドの指導に関するものであったとのことである。

もっとも、加害教諭自身の認識はともかくも、一般論としての特別支

援学級の担任の負担の大きさは、本件事案に関連する背景として指摘しうるものと考えられる。

すなわち、特別支援学級は1学級の定員が8名とされているところ、文字通り特別な支援を要する児童、生徒が在籍し、担任教員が児童、生徒ら一人一人に要する対応や負担は、通常学級よりも相当程度に大きいものと考えられる。肢体不自由で移動に介助等を要する児童、生徒の場合には集団行動は難しく、1学級に複数の児童、生徒が在籍した場合に、担任教員一人の手によっては、学級として成立させること自体に困難を有することは容易に想像できる。また、自閉症や情緒障害を有する児童、生徒が在籍する学級においては、各児童らの障害の程度や個性にもよるとはいえ、その障害ゆえに、集団的、管理的な方法による指導が困難であり、個別具体的な指導にならざるを得ない。仮に多動性の児童らが複数在籍したとし、その児童らの行動等によっては、他の児童らに対する指導を放置せざるを得ない場合も想定できる。

1学級における適正な定員数が何人であるかの判断は難しいとしても、少なくとも、特別な支援を要する児童らへの教育であること自体の負担に鑑みれば、現在の定員は、担任教員への相当程度に大きな負担を生じさせるものであると思われる。また、そのような状況は、障害を有する児童、生徒らへの適切な教育という観点からも十分な体制ではないと考えられる。

- (イ) 一方で、姫路市の場合には、特別支援教育支援員を会計年度任用職員として採用しているところ、その人数は、年度毎に少し増加しているとは言うものの、令和2年度において約120名程度であり、特別支援学級の存する小中学校数からすれば、1校に2名を配置することは到底できない状況である。本件小学校においては2名の支援員が配置されていたが、1名は通常学級において支援をしており、特別支援学級には1名が配置されたのみであった。具体的な児童の障害の程度にも拠るところであるが、自閉症や情緒障害を有する児童の特別支援学級が2学級存していた本件小学校において、十分な体制であったとは評価しがたい。
- (ウ) ところで、多くの教員は通常学級における教育活動を想定して教員となる者が多く、教員になった時点で特別支援学級での教育活動を想定している者は必ずしも多くはないと見られる。近時、特別支援学級の学級

数自体が増加傾向にあり、その担任のなり手も増加させねばならず、必ずしも特別支援学級での指導を想定していなかった教員がその担任をしなければならないこともある。各教員の適性や思いによるところでもあるが、自らの思い描く教員キャリアとは異なるものとなったと感じる教員も存すると思われるし、場合によっては不本意な異動と感じている者がいる可能性もある。

また、通常、一つの小中学校では、通常学級数よりも特別支援学級の数の方が圧倒的に少なく、また特別支援学級と通常学級では、指導、教育の内容や方法に違いもある。そのため、特別支援学級の教員と通常学級の教員との間でのコミュニケーションが不足したり、場合によっては特別支援学級の教員が他の教員との悩みの共有が不十分となり孤立を感じたり、それがために共有するべき負担や事案を特別支援学級の教員が抱えてしまっている可能性もある。

このような特別支援学級の担任教員の心情や置かれた立場等も、特別支援学級の担任の心理的な負担を増加させていることも考えられる。

- (エ) 1学級あたりの定員は国の施策であって、市教育委員会ではいかんともしがたいし、支援員の増員や専門的な人材の確保も、予算上の制約や人材不足、他市町村との人材確保の競合等もあるものと思われ、直ちの対応は困難であることは理解できる。しかし、そうであったとしても、障害者基本法、障害者差別解消法の理念、さらにはインクルーシブ教育推進の観点からも、特別支援教育、特別支援学級のあり方については常に検討され、改善がなされなければならない。
 - (ウ) 特別支援学級を担任する教員の物理的、精神的な負担、教員としてのキャリア形成や学級指導上の悩みなどへの配慮が十分になされているかどうかは、本件のような特別支援学級における体罰・暴言事案の背景を考えるにあたっては必要な視点であると考えられる。
- (3) 加害教諭による体罰・暴言が長期間継続した（早期発覚しなかった）原因について

ア はじめに

本件事案は、支援員から管理職に対して、加害教諭の体罰・暴言について、平成30年度に2回、令和2年度に2回、令和3年度に3回の報告がなされたにもかかわらず、最終的に、教育委員会への報告が令和3年6月

16日にまで遅れた事案である。加害教諭が、特別支援学級の担任を開始した平成30年4月から令和3年6月までの約3年3か月にわたってこれが明らかにならず、児童らが長期間の被害に晒される結果となった。

詳細は次項以下に述べるところであるが、このことの原因は、支援員から報告を受けた各管理職の体罰・暴言事案に対する甘い認識、部下である教職員におけるメンタルヘルスの維持に対する認識の欠如など、管理職であった校長、教頭らの行動（不作為を含む）に重大な問題があったと言わざるを得ない。

また、教育委員会においても、体罰・暴言事案が児童、生徒らの人格形成や成長に対して重大な問題であるとの認識が十分であったのか疑問であり、管理職に対して体罰・暴言事案（疑い事案を含む）について積極的に報告させる体制の不足、体罰・暴言事案を認知した一般教職員らが安心して情報提供をすることのできる制度の不足もしくはその周知の不足など、教育委員会自体の組織、体制及び取り組みにおいても重大な問題があったものと考えられる。

さらには、一般教職員の中において、体罰・暴言事案と評価されるようなものであっても「厳しい指導」、「熱心な指導」等と評価して体罰・暴言事案の問題提起をしない、また教員間の人間関係や業務の多忙さから問題提起をすることができないという状況も存するものと思われる。

詳細は、以下のとおりであるが、前記のような加害教諭の個人的な資質等の問題もさることながら、学校（管理職、一般教職員）、教育委員会の組織、体制としての問題性が、前記のように児童らを長期間の暴言・体罰に晒す原因となったものと考えられる。

イ 管理職の体罰、暴言等の「存在」に対する意識、認識の不足

いじめ防止対策推進法は、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであるとの強い認識の下で、いじめ概念を従前よりも広く定義付け、いじめの早期発見に努め、さらに学校内や教育委員会等の組織的な対応を求めている。

この点、いじめのみならず、教職員から児童、生徒に対する体罰や暴言等についても、「どの教職員にも、どこの学校においても存する可能性がある」ということを念頭に置いておく必要がある。そして、管理職は、そのような認識の下で、学校経営を行わなければならないと考えられる。

確かに、各学校において様々な困難な課題が生じている状況において、適切に学校運営を行っていくために、管理職が管理職以外の教職員との間で相互信頼関係と協力関係を築いて対応することが必要不可欠であり、その意味においては、管理職が徒に教職員の言動を疑い、それを監視するような行動をとるということは好ましいことではない。

しかしながら、そのような相互信頼関係、協力関係とは別個に、管理職としては、上記の通り、教職員による体罰、暴言等は、いじめと同様に「教育の現場であればどこでも起こりうる」ということは常に念頭に置いておくべきことである。管理職に「まさかうちの学校で体罰なんて。」「あの先生がそんなことをするはずがない。」という思い込みが存在していれば、体罰、暴言等を早期に発見することを困難にし、継続的な被害の発生を防ぐこともできない。

本件においては、管理職による加害教諭に対する評価は、おおむね真面目、積極的というものであり、金管バンドの指導をはじめとして「熱心な教員」とも評価をされていた。管理職において、加害教諭に対して、熱心な教員ではあるが、今回明らかになったような体罰、暴言等をするはずがないとの思い込みが背景にあったのではないかと考えられる。

また、本件においては、■■■■支援員は加害教諭の児童に対する言動を問題視し、管理職に対して報告をした。平成30年度から令和3年度にかけて合計7回の報告をし、計4名の管理職がそれに関与をしたところであるが、加害教諭に対しては口頭による指導を行った程度で、結果としては加害教諭による体罰・暴言を各時点で防止することができなかった。いずれの管理職においても、■■■■支援員からの報告を受けた際、加害教諭の言動を「厳しい指導」等と抽象的にしか捉えておらず、さらに、具体的にどのような状況で、どのような言葉を発したのか等を突っ込んで聴取をすることをしていない。■■■■支援員は、会計年度毎に採用される支援員という立場にあり、教室で共に過ごす時間が多く、「上司」ともいえるべき加害教諭の言動について自ら積極的にその内容を明らかにすることを躊躇する心情を有するであろうことも考えれば、管理職の側から、さらに具体的な内容を聴取し、加害教諭の言動をそれぞれの時点において明らかにすることは可能であったとも考えられる。

聴取した管理職の中に、それぞれの時点で■■■■支援員に対するさらに突

っ込んだ聴取をしていないことについて「判断の誤り」と述べる者もいたが、そのような判断の誤りの背景には、前記のような加害教諭に対するイメージや「体罰・暴言に該当するような言動があるはずがない」との意識が潜在的であれ存したものと考えられる。

いずれにしても、管理職が、「自校において、体罰・暴言事案が存する可能性がある」との前提に立って認知に努め、「疑い」事案に接したときには、各教員に対するイメージや思い込みをいったんは措いて、具体的な事案の実態把握に努めなければならないのであり、本件事案においては、関与した4人の管理職がいずれも、これらの点が不足していたものと考えられる。

ウ 管理職の体罰・暴言事案の「報告」、「相談」に対する意識

(ア) 本件において、管理職は、いずれも口頭注意で足りると考えて、加害教諭に対する口頭での注意をするにとどまり、その後は様子を見るという程度の対応で、それ以上に踏み込んだ対応をとることはなかった。

前校長は、判断の誤りであったとしつつも、当時は、加害教諭に対して、口頭により注意をすることで、加害教諭の行為を是正することができると考えた、教育委員会等に報告をするよりも注意をして是正する方が児童らへの影響も小さいと考えたと述べるなどしている。

この点、本件事案について早期の発覚がされなかった原因として、管理職が問題事案に接したとき、管理職が自らの判断のみで結論を出し、教育委員会に対する事案報告や相談、情報共有等を行う意識が不足していたことも挙げられると考えられる。

校内において体罰・暴言等の問題事案の存在が発覚したときには、管理職はその対応を求められ、極めて多くの労力と精神的負担が生じることは容易に想像できる。管理職といえども人間である以上、そのようなことを想像すれば、「嫌なことは見たくない」「厄介事は避けたい」「しんどいことはしたくない」という回避的な心情が生じてくること自体は、本能としては否定しがたいところとも思われる。

しかしながら、そのような「事なかれ主義」とも言うべき心情が、体罰・暴言事案の放置につながり、さらに内容としてエスカレートした事案となり、児童、生徒らの心身の健全な成長や人格形成に重大な影響を与えることとなるのである。過去には、教員による体罰や暴言をきっか

けとして児童，生徒らが自ら命を絶つという事案も生じているのであり，それだけ，体罰・暴言事案が児童，生徒にとって重大な問題であるということ再認識しなければならない。

このようなことを前提として，管理職は，事案の程度，軽重に関わらず広く問題事案として取り上げて，教育委員会への報告や相談，情報共有を行い，校長や教頭のみならず教育委員会担当者らも含めた複数の目で客観的に事案を評価し，更なる実態把握のための調査の可否等，事案への対応の方向性を定めるなどしなければならないものと考えられる。

特に，教員による児童，生徒への身体的接触が，体罰に該当するかどうかは難しい判断が伴う場合がある。すなわち，児童，生徒による問題行動に対する制止としての身体的接触等は，正当行為として許容される場合もあるところ，そのような身体的接触と体罰の線引きは，個別具体的な事情に基づくものであり，容易に判断ができないところでもある。そのような判断が難しい事案に接したとき，管理職のみの判断によっては，前記のような本能的な回避的な心情によって，どうしても「問題化しない方向」への判断になりがちで，正しい判断が歪められてしまう可能性がある。

本件の体罰・暴言等が長期間発覚せず，継続した原因の一つには，管理職が， 支援員からの報告を受けた際に，教育委員会への報告，相談などを行わず，自らのみの判断で事案の対応を決めたことの問題性があるものと考えられる。

- (イ) 一方で，仮に，自校内の問題に関して教育委員会に相談，報告をすることについて，管理職が自らのマイナスの評価につながるのではないかと的心情が存するのであれば，その点は否定されなければならない。

体罰・暴言の疑い事案に対してどのように対応をするべきかは，その問題自体が難しい判断を伴うものであり，教育委員会に相談し意見を求めることは何らおかしいことでもないし，恥ずかしいことでもない。むしろ，早期に体罰・暴言事案の「芽」を発見して，その対応の協議を求め，学校内の状況把握に努めていることの裏返しでもあり，また事案の深刻化を防ぐことに貢献するものであり，その点においては積極的に評価されるべきことである。

エ 教育委員会の疑い事案への積極的な関与体制のあり方について

前項の裏返しでもあるが、本件事案が発覚する以前の期間に、教育委員会が、体罰・暴言事案に関する情報収集、各校に対する報告指示等を、どの程度広く、また積極的に行っていたかについて疑問なしとしない。

前記の通り、体罰・暴言事案は、児童、生徒に与える影響が極めて大きいことや取り返しの付かない結果にもつながることを踏まえ、教育委員会においても、積極的な対応を求められる重要事項である。また、各校の管理職の判断は、時に誤ったものとなることに鑑みれば、教育委員会においては、広く報告、相談を受ける体制を整え、情報の収集と適切な対応の指示等を行わなければならない。

特に、いじめ事案であれば、教育委員会への報告が求められるとしても、児童、生徒間の出来事でもあって、基本的には校内のいじめ対策組織等において教職員間の情報共有をし、関係する児童、生徒らに対して組織的に対応をしていくことが可能である。しかしながら、教職員による児童、生徒に対する体罰・暴言事案は、その性質上、学校内において情報共有をして対応するということは困難であり、管理職が判断に迷う際に、意見を求めることのできる相談先は、基本的には教育委員会が真っ先に挙げられるものと考えられる。

体罰・暴言の疑い事案に対して、教育委員会が積極的に関与をすることは、被害を早期に食い止め、児童、生徒の被害を最小化することにもなり、また、管理職の迷いや悩みへの助けにもなるものであり、管理職の精神的な負担を軽減することにもなる。

オ 教職員のメンタルヘルスに関する問題について

(ア) 本件において、加害教諭は、コロナ禍における金管バンドの指導等を理由にメンタルヘルス上の不調を感じ、令和2年6月頃から心療内科に通院し、投薬を受けていた。令和2年秋頃には調子が良いという時期もあったようであるが、投薬が停止されたことはなく、令和3年6月に本件事案が発覚するまでの間、継続して通院等を行っていた。

(イ) メンタルヘルスの問題に対する一般的理解の不足

教職員は、児童や生徒への指導、保護者への対応、その他多くの事務的作業など多様な業務を行い、一般にかなり多忙な傾向にあると考えられる。それにより労働時間が長時間となり時間外勤務が増加したり、児童、生徒及び保護者等の対人関係上の強いストレスに晒され、うつなど

の精神疾患を発症したり、メンタルヘルス上の不調を来す教職員は少なからず見受けられる。

また、一般に、学校に勤務する教職員に限らずどのような職場であっても、真面目で責任感の強い労働者であればあるほどに、自らのメンタルヘルス上の不調を明らかにせずに、職責を果たすために業務を行おうとする傾向があるものと思われる。そして、そのような不調を有する状態で業務を行い、さらにそれを悪化させてしまうことも考えられるところである。

メンタルヘルス上の不調と暴力的言動（体罰・暴言等）を直ちに結びつけることはできないとしても、メンタルヘルス上の不調を抱えた者は、その不調のレベルによるものの、焦燥感や判断力の低下等の症状が現れるようになり、対人関係における言動についてもその影響が生じることも考えられる。特に、教職員であれば、児童や生徒らと向き合った際に、それらの者に対する行動、発言に影響を及ぼす可能性は十分にあり、結果として体罰や暴言等につながることもあり得る。

メンタルヘルスの不調やうつなどの精神疾患等は、状況によっては誰でも発症しうるものであり、そもそも管理職、一般教職員を問わず、メンタルヘルスに関する知識を有し、また理解を深めておくことは、教職員による体罰・暴言等の事案を防止する一つの対応としては必要なことであると考えられる。

(ウ) 管理職による教職員のメンタルヘルスの状態への認識不足

本件事案においては、加害教諭は、前記の通り、メンタルヘルスの不調を抱え、心療内科への通院、服薬を続けていた。この点、■■■■前校長及び■■■■現校長は、令和2年6月頃に加害教諭から心療内科への通院と服薬の報告を受けたものの、その後は、調子が良さそうである、通院はしていなさそうであるとの曖昧な情報と判断により、加害教諭に対して通院や服薬の状況等を定期的に確認することはなかった。

本件事案において、加害教諭による体罰・暴言等がそのメンタルヘルスの不調にのみ原因が求められるものではないとは考えられるものの、管理職において、加害教諭のメンタルヘルス等心身の状態を、適時、適切に把握し、また同人の業務量や業務内容等に対する関心と配慮があれば、本件における体罰と暴言等の被害が令和3年6月という時期まで長

期化せずに防止することもできた可能性も十分に考えられるところである。

前記の通り、教職員の業務は、児童、生徒と人格的に向き合うべきもので、それだけに充実した職業でもあるが、一方で心理的な負荷、ストレスが大きい職業でもある。特に、意思疎通が困難な児童や指導が通りにくい児童の存する特別支援学級を担当する教員においては、さらに精神的な負担が大きいものと推察される。

本件事案が長期間にわたり継続した背景として、管理職における教職員のメンタルヘルスに対する認識、配慮の不足も挙げられるものと考えられる。

カ 同僚教員との関係性、同僚教員の意識等について

本件においては、本件事案が発覚する以前の段階で、 支援員から相談を受けていた教職員も存した。教職員によっては、管理職に報告、相談するように助言した者もいたようであるが、相談を受けた教職員が、 支援員と共にさらに具体的な行動ができなかったであろうかという印象も存するところである。相談を受けた教職員のみならず、本件小学校に所属していた他の教職員も同様である。

この点、加害教諭は金管バンドの指導に熱心であり、結果も出していたようであり、同僚の教職員の中には、加害教諭について「熱心な指導」をする教員と積極的に評価する者もいた。しかし、その一方で、加害教諭が大声で指導をする様子や、被害児童を引っ張って連れて行くなどの場面を見ていた教員もいたようである。

確かに、児童、生徒らの問題行動に対する制止としての身体的接触は許容される場面もあり、体罰との線引きは難しいところもあるが、上記のような加害教諭に対する評価も相まって、体罰や暴言として本来的に問題とされてしかるべき事案などが、「熱心な指導」という曖昧な概念に入れられ、「ぎりぎりセーフ」と扱われるような傾向があったのではないかと推察される。

また、一般に教職員の多忙さは広く指摘されているところ、各教員が問題となるべき体罰・暴言事案に接したときに、積極的に関与することのできる時間的、精神的余裕があるかも疑問なところである。学級担任をしている教員であれば、自らの数十人の児童、生徒の対応だけでも負担は大き

いものと推測され、他の学級のことまで構ってられないとの余裕のなさが存しているのではないかと考えられる。

当委員会において、同僚教員らの聴取などは実施しなかったことから、同僚らがどのように加害教諭を見ていたのか、各教員の日常的な多忙感やそれに伴う本件事案への対応への影響などについては、具体的な調査はできていないものの、体罰・暴言事案の防止や早期発見、対応には、同僚教員の有する役割も重要であると考えられるのであり、上記のような「熱心な指導」という評価や、教員の日常的な多忙さも、本件事案が長期間、発覚しなかった背景には存するものと考えられる。

キ 体罰や暴言事案の訴えを安心して行えない状況について

同じ学校に勤務する教職員は、その業務を行うにあたっては信頼や協力が必要であり、教職員間においてそのような信頼や協力が存しない学校において、適切な児童、生徒への教育、指導も行い得ない。もっとも、教職員間のそのような関係性が、ある教職員による体罰や暴言等に接したときに、敢えてそれを問題とすること、声を上げることを躊躇させるような負の関係性になることも考えられる。同僚であり、協力関係を持たなければならないにもかかわらず、その教職員の問題行為を報告するなどすることで、協力関係、人間関係を壊すのではないかと不安を感じるのは自然なことである。また、そうでなくとも、当該教員から逆恨みをされるのではないかと、間違っていたらどうしようか等の感情を有することも考えられる。本件において、 支援員は管理職に対して報告をしているが、その際には、自らが管理職に報告したことを隠してほしいと申し出ている。そこには、加害教諭からの逆恨み等の不安が存したものと考えられ、体罰・暴言事案について、安心して情報提供、報告ができる制度の利用が考えられなかったものと思われる。

しかしながら、そのような感情が優先されて、特に体罰や暴言という、児童や生徒が直接に大きな被害を受ける事態が明らかにならず、放置されることが許されるはずもない。ある教員の問題行動に接した教職員が、上記のような躊躇する感情を有することが当然であることを前提にして、なおも適切に報告や情報提供をすることのできる体制が必要である。すでに、公益通報制度や教職員相談等の制度が存在するようであるが、一般にそれらの制度について、教職員が十分に理解し、周知が図られているかどうか

は疑問もある。

すでに存在する窓口の周知を行い、また不足するときにはそのような相談窓口や制度の創設等がなされることが必要であると考えられる。

4 総括

本件小学校における体罰・暴言事案の原因について、当委員会の意見は、以上のとおりである。

すでに述べたとおり、加害教諭の資質等の問題は当然に存するとしても、管理職が報告を受けつつも適切な対応ができていなかったことが最も重要で、重大な問題点であると考えられる。体罰・暴言事案が存在するかもしれないという認識の下で、管理職、教育委員会が、事案を具体的に適切に把握し、早期に対応をしていくことができなかつたことが、結果として、長期間にわたり、体罰・暴言事案を放置する事態になったと考えられる。

今後、体罰等の防止対策を検討する会議体が発足し、具体的な防止対策の検討がなされる見込みである。その際には、本意見書の内容も参考として、特別支援教育、特別支援学級における特別な配慮なども考慮して幅広く意見を募るなどし、通常学級及び特別支援学級を通じての体罰・暴言等の防止対策が策定され、何よりも、その対策が各学校園において広くかつ正しく理解され、現に実行されることを希望するところである。

以上

2 会議録

(1) 第1回検証委員会会議録

全部記録 要点記録

1 会議名	第1回 姫路市立城陽小学校における体罰・暴言事案に係る検証委員会
2 開催日時	令和3年11月5日(金曜日) 10時00分～12時00分
3 開催場所	姫路市役所 8階 教育委員会会議室 姫路市立城陽小学校
4 出席者又は欠席者名	(出席者) 検証委員会委員3名 (事務局) 教育長、教育次長、教育総務部長、学校教育部長、 総務課長、教職員課長、学校指導課長、人権教育課長、 育成支援課長、教職員課係長、教職員課管理指導主事 2名、学校指導課指導主事2名
5 傍聴の可否及び傍聴人数	一部傍聴可、0人
6 次第	<ol style="list-style-type: none">1 開 会2 挨拶 姫路市教育長 西田 耕太郎3 委員紹介4 検証委員会概要説明5 委員長・副委員長選出6 議 事<ol style="list-style-type: none">(1) 城陽小学校における体罰・暴言事案についての状況説明(2) 現地確認 城陽小学校での現地確認(3) その他7 連絡事項8 閉 会
7 会議の要点内容	以下のとおり

事務局	<p>1 開会</p> <p>第1回姫路市立城陽小学校における体罰・暴言事案に係る検証委員会を開催する。</p>
教育長	<p>2 挨拶</p> <p>大変ご多用の中、「城陽小学校における体罰・暴言事案に係る検証委員会」にご出席いただき、感謝する。</p> <p>この度、姫路市立城陽小学校の特別支援学級において、担任教諭が担任する複数の児童に対して、体罰・暴言を繰り返し行っていたという、あってはならないことが発生した。</p> <p>この事案について、兵庫県教育委員会より、「当該教職員は、人権意識が著しく欠けた悪質な体罰や暴言を常習的に行い、また、同僚職員に対し、管理職に自らの体罰等を報告しないよう発言した」ことから、懲戒免職という処分が下された。あわせて、校長に対して、「教職員の指導監督が不十分であり、適切な対応や報告を怠った」ことから、懲戒処分が下されている。</p> <p>姫路市教育委員会としては、この事案によって傷ついた、特別支援学級の子供たちや保護者の皆様、城陽小学校を含めた姫路市の子供たちや保護者、地域の方々に深くお詫び申し上げます。失われた信用と信頼の回復と、二度とこのようなことが起こらないようにすることが必要であると考えている。</p> <p>そこで、本事案が発生した原因の追及及び分析について、専門的な見地よりご意見をいただくことを目的として、本検証委員会を立ち上げることにした。</p> <p>検証委員会の3名の委員の皆様には、どうぞよろしくお願いしたい。</p> <p>また、この検証委員会の意見などをもとに、再発防止に向けた新たな検討会議を持つ予定にしている。現在、その会議の準備も進めている。</p> <p>原因追及のための「検証委員会」と、再発防止のための「検討会議」の二段階で、二度と今回のようなことが起こらない具体策を構築していきたい。委員の皆様には、重ねてお力添えをお願いする。</p>
事務局	<p>3 委員紹介</p> <p>委嘱状の机上配付及び委員紹介</p>
事務局	<p>4 検証委員会概要説明</p> <p>事務局が資料1「姫路市立城陽小学校における体罰・暴言事案に係る検証委員会開催要領」を用いて説明</p>
事務局	<p>会議成立報告</p>

事務局	5 委員長・副委員長選出 委員長・副委員長選出
委員長	〔委員長就任挨拶〕 今回の城陽小学校の事案について、私は報道で知った。長期間にわたる体罰・暴言があったことに、非常に驚いた。体罰の対象になった児童が、自分の気持ちを表現することがなかなか難しい特別支援学級の子供たちであったことに、非常にショックを受けた。管理職にも、以前から報告が入っていたことも知って、さらに驚いた。 私自身も中学生の子供がおり、小学校や中学校での出来事については非常に関心がある。なぜ、このようなことになったのか、どういった背景があったのかを、きちんと検証して、今後、再発防止対策の検討会議につなげていきたいと考えている。委員の方もそれぞれの立場から意見を述べていただき、検証していきたいと考えているので、力をお貸しいただくようお願いする。
事務局	6 議事 以後の検証委員会の運営については、委員長をお願いします。
委員長	議事、会議がスムーズに進行するようにご協力をお願いします。
委員長	委員に、本委員会の公開・非公開についてお諮りする。 資料や説明の中には、児童の個人に関わる情報が含まれており、姫路市情報公開条例第7条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行うことになる。 また、会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議の進行に影響があると考えるので、非公開とした方が良いと考えるが良いか。
(委員)	〔異議なしの声あり〕
委員長	異議なしと認めて非公開とする。
委員長	議事(1)城陽小学校における体罰・暴言事案についての状況説明について、事務局からの説明を求める。
事務局	資料2：兵庫県教育委員会への報告文書 資料3：姫路市立城陽小学校における体罰・暴言事案の概要 を用いて説明
委員長	事実関係については確認され懲戒処分が出ている。認定されている34件の

事務局	<p>事案については当該教諭も認めていることを前提にして良いか。</p>
委員長	<p>はい</p> <p>質問や意見はないか。</p> <p>当該教諭自身のもともとの資質もあるかもしれないが、このような行動に出た背景も考えていきたい。</p>
委員	<p>この小学校にスクールカウンセラーとして派遣されている。当該教諭には2年前に会ったことがあるが、その時は、担当していたクラスに不登校の児童がおり、その児童や保護者とスクールカウンセラーを繋ぐ努力をされていた。加えて、中学校で不登校であった姉とも繋いでくれた。そのようなことから、不登校の児童生徒に関して、細やかな対応をするイメージがある。</p> <p>しかし、今回の事案からは、自分の指導や方針に合わない、あるいは、自分の考えに反抗的な児童に対しては不適切な対応がなされていたことが伺える。</p> <p>当該教諭自身の資質的なこともあるかもしれないし、部活動の担当とかが負担になっていたのかもしれない。周囲の先生方も本当に忙しくて、周りへの気配りみたいなことも欠けていたのではないか。ただ、いろいろ考慮しても、今回の言動、対応、言葉は、決して許されることではない。</p>
委員	<p>スクールソーシャルワーカー、児童福祉司、メンタルヘルスを担当している。この事案では、教員としての資質を検証していかなければと思うが、不登校や虐待事案と同じように、原因は一つではない。生活、学校、地域、家庭が、絡み合ってきてきたと捉えた方が良く考えるので、いろいろな方面から多角的に、教員の資質、学校の体制、教職員の同僚性、縦の関係・横の関係、それを一つ一つ紐解いていく必要がある。複合的に積み重なったところに根源がある。</p> <p>もう1点、初期対応の重要性を経験として感じている。前々教頭、前教頭、現教頭の最初の対応が、どのようにとられたのかが気になる。関係者、学校関係者が緊急に集まっていたのか。事案発生後は、想定外のことが起こるのは想定内と考えながら動くことが大事であるが、初期対応が全てを物語ってくる。初期対応に少し力点を置いてほしい。そういう意味では、この表にまとめてある管理職が、どんな対応をし、どう処理していたのかなどを調べていきたい。</p> <p>また、教職員間の話になるが、怒鳴ったり暴言を吐いたりしていることを知ったときにどうするかという校内の体制ができていなかったのではないか。学校内でこの程度のことと判断すると、見過ごされるケースになってしまう。</p>
委員長	<p>不登校の児童生徒をスクールカウンセラーに繋いでいく配慮ができる面もありながら、このような事案を起こしている。障害を抱えた児童、反抗的な児童</p>

委員	<p>への対応の仕方に、問題があるという意見であった。</p> <p>また、教職員の業務の多忙さも意見として出た。そういう背景が、行動に出ているところもあるかもしれない。</p> <p>同僚との関係性、縦の関係性も、キーワードとして整理できる。</p> <p>1人で対応しているのが一番問題だと思う。やはり、チーム、学校内のチームをいかに動かしていけるかが大事だと思う。</p>
委員長	<p>同僚の職員からの訴えを見ると、行き過ぎた指導という概念と、体罰と呼ばれる概念の線引きが曖昧だと感じる。</p> <p>いじめは、法律でいじめを定義し、早い段階で芽を摘むようになっている。</p> <p>それに比べると、体罰と行き過ぎた指導の線引きが非常に曖昧である。行き過ぎた指導だからセーフのような考えが学校にはあるのではないかと感じている。</p>
委員	<p>熱心に指導している教職員には、なかなか言えないみたいなどころがあるのではないか。どこからが行き過ぎで、どこまでがセーフでというのは、学校、学校で違うと感じる。マニュアルもない。だからこそ、1人で判断することがすごく危険だと思う。多角的に見ること、例えば養護教諭からどう見えたか、カウンセラーやスクールソーシャルワーカーから見てどうなのかと、チーム学校で考えることが大事である。チーム城陽があるとは思いますが、チーム学校として機能しているかどうか。1人の限界がある。1人で多くを見るのは限界があるが、小学校では担任が児童とずっと一緒にいる。だから、なかなか適度な距離も取りにくい。だからこそチーム学校を、さらに強めていかないといけない。多角的に見て、「これは行き過ぎているのか。これはセーフなのか。」を、コミュニケーションをとりながら、教職員も安心して指導ができる方向に持っていく必要がある。実情は、なかなかチームが機能していない。ただ、その概念は、根本的に今、必要と考える。校長1人、教頭1人、担当1人が、その場その場で次々に対応しているので、それをチームとして、限られた時間と限られた人数でも、しっかり方向性を出していくことは必要と考える。</p>
委員	<p>いじめは、法律的にも、いじめられた方がいじめだと思ったら、それはいじめだという共通概念みたいなものがある。それは、ちゃんと教職員も共有されていて、早期に対応していこうとする。こじれて重大事態にならないようにと対応する。</p> <p>体罰・暴言事案についても、曖昧な感じではなくて、わざとじゃなく、感情的になってしまったとしても、相手が嫌な思いをした時とか、心が危うくなるような対応をされた時には、それは指導ではなくて体罰・暴言であるというス</p>

委員長	<p>ダンスが大事である。教職員は、相手が嫌な思いをしたのなら、これからどうしたら良いかを指導をする立場である。</p> <p>教員は、子供が嫌な思いをしたというならば、「やっぱり言い過ぎたな」とか、「先生もちょっと感情的になったな」と、謝るなりそういう姿勢を見せることが大事である。</p> <p>教員同士の関係性にもよるのかもしれないが、熱心に指導している教員にはちょっと言いにくいような雰囲気があるのか。</p>
委員	<p>管理職がきちんと発言することが一番である。</p> <p>今回も管理職に報告していたのに、ずっと続いていたところが問題である。周りの教職員も相談を受けた方がいる。「管理職に相談してみたら」とアドバイスもしている。管理職も態度を改めるよう指導している。</p> <p>しかし、「管理職が言ったからといって自分はその指導には従えない」という文言も残っている。その辺に限界があったのか。</p> <p>管理職も「それは言い過ぎですよ」と、具体的にただしていく必要がある。うやむやにしない、きちんとただしていく必要がある。そうしないと、同じことが繰り返される。</p> <p>他の学校では、感情のコントロール、アンガーマネジメントについて、「このことを言ってしまうとおしまいです」というような教職員への研修を行っている。カウントダウンやおまじない言葉みたいなものを言うなど、その瞬時の対応を学んでいる。</p> <p>実際にやっている学校も多くあるが、今後、教職員の研修が重要になってくる。</p>
委員	<p>スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーは、チーム学校の一員と自認しつつ、外の立場から学校を見ている。外の立場から見ると、学校の雰囲気に気が付くことがある。</p> <p>ある教員が前も大声で言っていたが、他の教職員は、何とも思っていない感じがする時などには、校長面談や教頭面談で、その学校の雰囲気を伝えている。学校の様子をシェアすることで風通しもよくなると思う。</p> <p>また、教職員は、本当に1人で抱え込みがちになるので、「こういう方法もある、こういうところに相談できる、一緒に行こう」とアドバイスできれば良いと思う。</p>
委員長	<p>当該教諭は肢体不自由学級を1年間担任しており、その後1年間学級担任をし、それから自閉症・情緒障害学級のクラスを担任している。特別支援学級を担任するには、教員免許的にはどうなのか。また、何か特別な研修を受けるこ</p>

事務局	<p>とが必要なのか。</p> <p>特別支援学級を担当するにあたっては、特別な免許は必要とされていない。小学校は小学校教諭の教員免許、中学校であれば中学校教諭の教員免許があれば、担任ができる。</p> <p>初めて特別支援学級の担任になった場合、兵庫県教育委員会が、年3回、研修を行い、それに参加しなければならない。姫路市教育委員会では、総合教育センターで、いろいろな研修を実施している。また、特別支援学級の担任者会があり、各学校の特別支援学級を担当している教員が集まり、そこでも研修は行われている。</p>
委員長	<p>学校の過重労働でこのような事件が起きたり、過重労働で鬱病になり自殺されたり、休職されたりという事案がたくさんある。教職員は、非常にストレスのかかる仕事だと推察する。</p> <p>特別支援学級の児童への対応では、特別支援教育支援員が付かれていたが、1人の担任で何人ぐらいの児童を担当していたのか。どういった仕事の重さであったのか。こういった暴力・暴言は、ストレスから出るものもある。多忙さとかストレスとかの背景も考えていきたい。</p> <p>それでは、今から現地に向かうこととする。</p>
委員長	<p><城陽小に移動、現地確認></p> <p>①校長室 ②なのはな1 ③ひまわり・なのはな2 ④昇降口 ⑤水やり場 ⑥プール ⑦肋木</p> <p><会議室に移動、意見交換></p> <p>特別支援学級の場所は、1階と2階であった。以前より、向こう側の北校舎にあったのか。</p>
校長	<p>はい。</p>
委員長	<p>校舎が3つあって、一番南の校舎に職員や保健室がある。</p> <p>校舎が3つで、普通教室が中・北の2つの校舎配置は、小学校で多数あるのか。</p>
事務局	<p>3つ校舎がある場合、本校のように管理棟が南にあって、普通学級のある校舎が中・北の2つという学校もある。</p>

委員長	玄関におられたのはP T Aの方だと思うが、大体毎日2、3人はいるのか。
校長	はい。地域のヘルパーの方と、P T Aのヘルパーの方で割り振っている。 コロナ前は、校舎内を巡回されていたが、昨年度からのコロナ禍で巡回は中止の状態になっている。
事務局	本校はスクールヘルパーの方が非常に協力的で、毎日誰かがいる。
委員	先ほどのプールもP T Aの方がお手伝いやボランティアで来られたり、保護者が見てくれたりするというのが伝統的にある。
校長	水泳の介助員を学校で募集するが、本校はP T Aの方が応募してくださる。
委員長	それは普通の授業か。
校長	はい。水泳の授業である。
事務局	校長に質問がなければ、退席していただく。 (校長退室)
委員長	現地も確認し、委員の意見もいただいたので、背景、原因となるものを、箇条書きで一度整理するので、今後委員で共有していきたい。 今日現地を見て、配置にしても、中庭にしても、特に変わった感じはなかったが、何か感じたことはないか。
委員	死角になっているというのではなく、囲まれているため、何かが起こっていればどこかで声が聞こえると感じた。
委員長	特別支援学級の教室も、端っこではあるが、位置的に問題は感じなかった。
委員	職員室や校長室と同じフロアに特別支援学級「なのはな1」があるので、何かあった時に職員室から管理職が走って駆けつけることが可能である。同じフロアにあるのはむしろ理に適っている。駆けつけるには少し離れているかと思ったが、他に適切な場所がないならば、同じフロアが良い。
委員長	階段、渡り廊下を挟んで右側には、算数教室と3年生の教室。場所的などころでは、特に死角にはなっていない。

委員長	<p>次回であるが、話を直接聞きたいので、管理職の立場にあった校長・教頭を任意で呼びたい。最初に聞いたときの対応、どういうふうを受けとめたか、行き過ぎた指導と体罰の認識などをお伺いしたいが、どうか。</p> <p>当該教諭も任意で話を聞きたいが、これは委員長判断で良いか。</p> <p>では、委員長名で文書を送付する。</p>
事務局	<p>私の方で今日の意見などを箇条書きで整理する。</p> <p>では、進行を事務局にお返しする。</p> <p>第2回検証委員会は、11月16日火曜日の10時から総合教育センターで開催する。第3回検証委員会は12月1日水曜日の10時から予定している。</p> <p>以上をもって本日の会議を終わらせていただく。</p>

(2) 第2回検証委員会会議録

□全部記録 ■要点記録

1 会議名	第2回 姫路市立城陽小学校における体罰・暴言事案に係る検証委員会
2 開催日時	令和3年11月16日(火曜日) 10時00分～12時30分
3 開催場所	姫路市立総合教育センター 2階 大会議室 202相談室
4 出席者又は欠席者名	(出席者) 検証委員会委員3名 (事務局) 教育総務部長、学校教育部長、 総務課長、教職員課長、学校指導課長、人権教育課長、 育成支援課長、教職員課係長、教職員課管理指導主事2 名、人権教育課指導主事2名
5 傍聴の可否及び傍聴人数	一部傍聴可、0人
6 次第	1 開会 2 挨拶 学校教育部長 原田 祐司 3 議事 (1) 管理職等からの事情聴取 (2) 意見交換 (3) その他 4 連絡事項 5 閉会
7 会議の要点内容	以下のとおり
事務局	1 開会 第2回姫路市立城陽小学校における体罰・暴言事案に係る検証委員会を開催する。
学校教育部長	2 挨拶 ご多用の中、第2回姫路市立城陽小学校における体罰・暴言事案に係る検証委員会にご出席いただき感謝する。本来ならば、教育長が挨拶すべきところで

	<p>はあるが、公務のため代わりに挨拶となる。</p> <p>今回の事案によって、傷ついた特別支援学級の子供たちや保護者の皆様、城陽小学校を含めた姫路市の子供たちや保護者、地域の方々に深くお詫び申し上げます。また本事案は、教職員全体に対する社会の信頼を著しく損ねるものである。失われた信用と信頼を回復するとともに、二度とこのようなことが起こらないようにしなければならない。</p> <p>先日の第1回検証委員会では、委員長、副委員長の決定、事案の概要説明、質疑応答、そして城陽小学校に赴き、現地を確認していただいた。特別支援学級の場所や様子、花壇の場所やホースなどの位置、プールや肋木での状況説明などを実際に確認いただいた。現地の様子を踏まえ、新たな質問や確認したいことがあると思う。質問については、いつでも事務局に尋ねていただきたい。</p> <p>本日は委員の意見により、管理職等からの事情聴取の場を設定した。本事案の原因を追究、分析するために本日もよろしくお願ひしたい。</p>
事務局	会議成立報告
事務局	以後の進行を委員長にお願いする。
委員長	<p>3 議事</p> <p>会議がスムーズに進行するようにご協力をお願いする。</p> <p>会議の前に、本会議の公開・非公開についてお諮りする。検証委員会開催要領第5条第1項により、今回も前回と同様、個人情報等が含まれるので、非公開と考えるが良いか。</p>
委員	はい。
委員長	それでは非公開とする。次第に基づいて進めていく。まず、会議録の確認をする。内容について、委員から意見はあるか。
委員	<p>2か所修正したい。</p> <p>1か所訂正と1か所言葉を追加する。</p>
委員長	異議はないか。
委員	異議なし。
委員長	<p>2か所修正して、第1回の会議録とする。</p> <p>管理職等からの事情聴取は、教育委員会事務局は同席せず委員だけで行いたいが良いか。</p>

委員	はい。
委員長	<p>それでは 202 相談室に部屋を移動して行う。</p> <p>① 前々教頭より聞き取り (10 時 10 分～10 時 48 分)</p> <p>② 現教頭より聞き取り (10 時 48 分～11 時 20 分)</p> <p>③ 当該教諭より聞き取り (11 時 24 分～12 時 5 分)</p> <p>※現校長については、時間がなく後日聴取を行うこととなった。</p>
委員長	<p>(2) 意見交換</p> <p>大変待たせた。いろいろと話を聞きだすと時間がかかる。現校長からは聞き取りができずに後日改めて時間をとる。</p> <p>会議録には内容が記載できないので、それぞれ何分聞きとったかを記録することにしたいが良いか。</p>
事務局	はい。
委員長	<p>今日、管理職と当該教諭から聞き取りを行い、その後委員だけで話をした。この内容を踏まえ、さらに検討していきたい。日程調整にもよるが、次の機会で見校長と前校長から聴取したい。その上で会議を 1 日増やし、最終的には 4 回で検証結果の報告をしたい。</p>
事務局	<p>予定していた 12 月 1 日に第 3 回検証委員会として事情聴取を行い、その後第 4 回検証委員会を開催したいが良いか。</p>
委員	はい。
委員長	<p>箇条書きで検証の視点を作っているの、今日の聞き取りも当てはめていきたい。報告書であるが、プライベートな話が多いものとなる。報告書は、最終の回で報告したいと考えている。</p>
事務局	<p>報告書をもとに、こちらでまとめた文書を教育委員会で報告し、その後、議会で報告する。その文書は公表することとなる。</p>
委員長	<p>教育委員会事務局にも質問を予定していたが、次回とする。</p>
委員長	<p>議事その他ここで協議すべきことはないか。</p>
事務局	<p>一つ確認をさせていただきたい。本日この後、報道関係者に説明をする。本</p>

委員長	<p>日、管理職等から聞き取りを実施したこと、全員から聞き取れていないので1回会議を増やすこと、聴取の中身については最後の報告書で報告となるよう考えられているということで良いか。</p>
事務局	<p>それで良い。</p> <p>4 連絡事項</p> <p>次回、第3回検証委員会は、12月1日水曜日の10時から、場所については、決定次第、改めて連絡する。第4回の詳細については、後日連絡する。なおやむなく当日欠席の場合は、別途意見をいただきたい。</p> <p>以上をもって本日の会議を終わらせていただく。</p>

(3) 第3回検証委員会会議録

□全部記録 ■要点記録

1 会議名	第3回 姫路市立城陽小学校における体罰・暴言事案に係る検証委員会
2 開催日時	令和3年12月1日(水曜日) 10時00分～12時30分
3 開催場所	姫路市立総合教育センター 2階 大会議室 202相談室
4 出席者又は欠席者名	(出席者) 検証委員会委員3名 (事務局) 学校教育部長、 教職員課長、育成支援課長、教職員課係長、 教職員課管理指導主事2名、育成支援課指導主事2名
5 傍聴の可否及び傍聴人数	一部傍聴可、1人
6 次第	1 開会 2 挨拶 学校教育部長 原田 祐司 3 議事 (1) 管理職等からの事情聴取 (2) 意見交換 (3) その他 4 連絡事項 5 閉会
7 会議の要点内容	以下のとおり
事務局	1 開会 第3回姫路市立城陽小学校における体罰・暴言事案に係る検証委員会を開催する。
学校教育部長	2 挨拶 ご多用の中、第3回姫路市立城陽小学校における体罰・暴言事案に係る検証委員会にご出席いただき感謝する。本来ならば、教育長が挨拶すべきところで

	<p>はあるが、公務のため代わりの挨拶となる。</p> <p>今回の事案によって、傷ついた城陽小学校の特別支援学級の児童たち、また、保護者の皆様に深くお詫び申し上げます。</p> <p>本事案は、子供たちを傷つけたことのみならず、学校や教育に対する社会の信用・信頼を著しく損ねるものである。城陽小学校の児童を含め、姫路市の子供たちや保護者、地域の方々に対しても、お詫び申し上げます。二度とこのようなことが起こらないようにすること、失われた信用と信頼を回復することが肝要である。</p> <p>そのために、城陽小学校で発生した教職員の体罰・暴言事案の原因の究明・分析について、専門的な見地より意見を求めることを目的として、本検証委員会を立ち上げた。この検証委員会からいただいた意見をもとに、次の段階として、再発防止に向けての議論をしていただく検討会議を立ち上げるよう、準備を進めている。</p> <p>先日の第2回検証委員会では、管理職等からの事情聴取をしていただいた。限られた時間の中での聞き取りとなり、予定していた聞き取りを全て行うことができず、本日、事情聴取の続きとなった。本事案の原因の検証について、丁寧に取り組んでいることに感謝申し上げます。</p> <p>検証委員会も回数が増えているが、委員の皆様には、引き続き、よろしくお願いしたい。</p>
事務局	会議成立報告
事務局	以後の進行を委員長にお願いする。
委員長	<p>3 議事</p> <p>会議がスムーズに進行するようにご協力をお願いします。</p> <p>会議の前に、本会議の公開・非公開についてお諮りする。検証委員会開催要領第5条第1項により、今回も前回と同様、個人情報等が含まれるので、非公開と考えるが良いか。</p>
委員	はい。
委員長	<p>それでは非公開とする。</p> <p>(傍聴者退席)</p>
委員長	次第に基づいて進めていく。まず、会議録の確認をする。内容について、委員から意見はあるか。

委員	特に意見はない。
委員長	特に修正はなく、この内容を第2回の会議録とする。
委員長	<p>それでは202相談室に部屋を移動して行う。</p> <p>① 現校長より聞き取り (10時10分～11時15分)</p> <p>② 前校長より聞き取り (11時15分～12時00分)</p>
委員長	<p>(2) 意見交換</p> <p>管理職2名から聞き取りを行った。今日の調査結果も踏まえて、検討していきたい。今後の提案として、保護者の方たちからの意見の聞き取りを検討したい。</p> <p>本検証委員会は、事実については、既に懲戒手続きで認定されたものを、事実として存在するものとして扱う。原因等の検証分析で中心となるのは評価の部分と考える。その評価を検討していく中で、体罰・暴言を受けた児童の保護者の立場から、どのような背景があると考えているのかを聞くことは、有用と考える。本事案に対する関心も、強くお持ちであると思うので、これまでの方向性と少し変わるが、保護者の聴取を実施した方がいいと考え、提案するかどうか。</p>
委員長	日程的に予定が遅れ、回数が増えることは可能か。
事務局	<p>回数が増えることは問題ない。</p> <p>委員長から、被害を受けた児童の保護者からも意見を伺いたいとあったので、次回12月7日の検証委員会において、希望される保護者があれば、任意でお話を伺いたい旨の手紙等を配付することはできる。</p> <p>また、来られない方には、文書で意見をいただくことも可能である。</p>
委員長	被害を受けた児童の保護者に連絡をし、希望の有無を確認する。参加できない方は書面で意見等を提出してもらうことも可能ということだが、どう考えるか。
委員	それで良い。
委員長	保護者は、誰に案内するか。
事務局	被害を受けた6名の児童の保護者全員に、案内したいと考える。合わせて、

	被害を受けた同僚職員にも声をかければと考える。
委員長	承知した。保護者以外で同僚職員についても、今回の事案の背景や意見を聞いた方が良さだろう。体調の面もあるので、そこに留意しながら、案内することで良いか。
委員	はい。
事務局	承知した。
委員長	12月7日は、聞き取りとなったため、時間がかかることを予定しておいてほしい。
委員	はい。
委員長	今後の日程だが、12月7日の聞き取り後、迅速に結果を出して、再発防止のための検討会議につなげたい。聞こうと思えばどんどん広がるが、限度もある。迅速さと丁寧さの狭間で悩ましいところだが、聴取は次回で終わりとしたい。
委員	わかりました。
委員長	では、12月7日に聴取を終えて、その後、報告書をまとめることで良いか。
委員	はい。
委員長	今日配付している資料は、私がこれまでの話をまとめたものである、まだ途中であり、事実関係をどこまで細かく記載するのかという問題もある。検討分析に必要な範囲で作成したい。 分析結果は、現在のところ、「本件事案そのものが生じた原因等について」という観点と、「長期間継続したことについて」の二つの観点で整理している。意見等を次回会議やメールなどでいただきたい。
委員	はい。
委員長	今日も意見聴取により長時間となったが、他に何かないか。
委員	特にない。

事務局	<p>一つ確認をさせていただきたい。本日この後、報道関係者に説明をする。本日は管理職等から聞き取りを実施したこと、次回は保護者等からも聴取したいこと、そのため、1回会議を増やすことを説明して良いか。</p>
委員長	<p>それで良い。 本日の議事は以上とする。</p>
事務局	<p>4 連絡事項</p> <p>次回、第4回検証委員会は、12月7日火曜日の13時30分から総合教育センターで行う。第5回検証委員会の詳細については追って連絡する。なおやむなく当日欠席の場合は、別途意見をいただきたい。</p> <p>以上をもって本日の会議を終わらせていただく。</p>

(4) 第4回検証委員会会議録

□全部記録 ■要点記録

1 会議名	第4回 姫路市立城陽小学校における体罰・暴言事案に係る検証委員会
2 開催日時	令和3年12月7日(火曜日) 13時30分～16時30分
3 開催場所	姫路市立総合教育センター 2階 第2・3会議室 202相談室
4 出席者又は欠席者名	(出席者) 検証委員会委員3名 (事務局) 学校教育部長 教職員課長、育成支援課長、教職員課係長、 教職員課管理指導主事2名、育成支援課指導主事2名
5 傍聴の可否及び傍聴人数	一部傍聴可、0人
6 次第	1 開会 2 挨拶 学校教育部長 原田 祐司 3 議事 (1) 保護者等からの意見聴取 (2) 意見交換 (3) その他 4 連絡事項 5 閉会
7 会議の要点内容	以下のとおり
事務局	1 開会 第4回姫路市立城陽小学校における体罰・暴言事案に係る検証委員会を開催する。
学校教育部長	2 挨拶 ご多用の中、第4回姫路市立城陽小学校における体罰・暴言事案に係る検証委員会に出席いただき感謝する。本来ならば、教育長が挨拶すべきであるが、

本日、市議会出席のため代わりの挨拶となる。

第2回・第3回検証委員会では、管理職等から事情聴取をしていただいた。聞き取りにあたっては、限られた時間の中で丁寧に取り組んでいただいていることに感謝申し上げる。

今回の事案によって、傷ついた城陽小学校の特別支援学級の子供たちとその保護者の方、また被害を受けられた同僚職員に深くお詫び申し上げます。

本日は、被害を受けられた方たちからの意見を伺いたいとの委員の要望から、被害関係者に案内をした。本日は、3名の児童の保護者が来られている。また、1名の方から文書をいただいたので委員長にお渡しした。

本日も聞き取りが中心となると思うが、よろしくお願ひしたい。

事務局

会議成立報告

事務局

以後の進行を委員長にお願いする。

3 議事

委員長

本日もよろしくお願ひしたい。

会議の前に、本日の会議の公開・非公開についてお諮りする。開催要領第5条第1項により、今回も個人情報等が含まれるので、非公開と考えるが良いか。

委員

はい。

委員長

それでは非公開とする。

委員長

前回会議録の確認をする。第3回会議録案の修正等、意見はあるか。

委員

特に意見なし。

委員長

これで確定し、この内容を第3回の会議録とする。

議事1として、3名の児童の保護者から聞き取りをする。

被害を受けた同僚職員からの文書は先ほど私が開封したので、委員内で共有する。

それでは、202相談室に部屋を移動して行う。

【相談室 202】

- ① 保護者より聞き取り (13時40分～14時00分)
- ② 保護者より聞き取り (14時00分～14時30分)

	<p>③ 保護者より聞き取り (14時30分～15時10分)</p>
委員長	<p>(2) 意見交換</p> <p>3名の児童の保護者から聞き取りを行った。今回の保護者の意見も踏まえて、検証意見書をまとめていく。</p> <p>検証意見書メモを作成した。この内容に沿ってまとめていきたい。「3 体罰・暴言事案の原因等に関する検討・分析結果について」がメインと考える。「本件事案そのものが生じた原因等について」の観点と、「事案についての長期間継続したことについて」の観点の2つで整理している。</p> <p>まずは、当該教諭の資質の問題について意見を伺う。当該教諭は、特別支援学級の担任に向いていたのか。金管バンドの指導とは、教育の方向性が違うとも思う。</p>
委員	<p>金管バンドの指導は、多様性とハーモニーが大事である。多様な個性を見ていく点では同じと言える。ただ、特別支援学級担任と金管バンド指導を同時に担当することが重荷だったのかもしれない。</p>
委員	<p>金管バンドは、1つの目標に向かって揃えていくことが大事である。一方、特別支援教育は、その子その子の個性を大事にしていく。教育の方向性では少し違う面もあるのではないか。</p>
委員	<p>管理職からの聞き取りで、「何かがあったときに押さえつけたり、制止したりする必要があるだろうとの判断で男性を担任教諭にした。」とあった。このことは、何かあったら押さえこんでも良いという誤ったメッセージになる。</p>
委員長	<p>保護者からの聴き取りでは、「特別支援学級の児童を通常学級の児童と同じように叱っていた」との意見があった。</p> <p>特別支援教育を進めるには、知識、技術、研修が必要である。しかし、免許を必要要件とすると人材が少なくなる。特別支援学級は増えている。ニーズも増えている。大学も人材育成に力を入れていると思う。</p>
委員	<p>大学等で特別支援教育に関する資格を取得した人を採用するようにしてほしい。</p>
委員	<p>資格を持った人を採用する傾向はあるのか。</p>
事務局	<p>特別支援学級担任は、特別支援教育の免許状がなくても、小学校や中学校の免許状があれば、それぞれ学級担任ができる。採用については兵庫県教育委員</p>

	会が行うので傾向まではわからない。
委員	資格を持っていることは、特別支援教育に情熱を持っている証である。
委員長	根本的な原因として、まず、教諭自身の資質の問題が考えられる。 特別支援学級の担任の負担について考えたい。特別支援学級の定員は8人である。8人を担当することは大変だと思う。今回の場合は、5人のクラスであったが、当該教諭は負担に思っていなかったのだろうか。
委員	聴き取りでは、負担だったとの言葉はなかった。
委員長	特別支援教育支援員が学校に2人いるのは珍しいのか。2人が上限か。
委員	特別支援教育支援員の配置に何か基準はあるのか。
事務局	各学校に2人までという上限はなく、毎年度、配置の見直しをしている。特別支援学級在籍者数の増減により、特別支援学級の数も増減する。児童生徒の様子なども総合的に勘案して最終的に配置している。
委員	年度当初は分かっていなかったが、学校が始まってから配慮が必要と判断した場合は、柔軟に配置できるのか。
事務局	特別支援教育支援員の配置人数には予算上の限りがある。年度当初に必要な人数が決まり、そこに割り当てるので、年度途中からの配置は非常に難しい。学校が求めている支援員の配置に関するニーズには、全て応えきれていないのが現状である。
委員	柔軟に対応できれば良いと考える。
委員長	特別支援教育支援員の令和4年度募集案内を見ると、50名程度とある。特別支援教育支援員はこの人数なのか。
事務局	市の会計年度任用職員の制度により、次年度も任用できる特別支援教育支援員の方がいる。来年度の見込みとして不足するのが50名程度である。
委員長	今年度は、何名いるのか。
事務局	123名である。

委員長	人数は増えているのか。
事務局	少しだが、増えている。
委員	小学校は、いくつあるのか。
事務局	小学校段階は 69 校。うち義務教育学校の前期課程を 3 校含む。
委員長	中学校は、いくつあるのか。
事務局	中学校段階は 35 校。うち義務教育学校の後期課程を 3 校含む。
委員長	特別支援学級のない学校はあるか。
事務局	小学校に 2 校ある。
委員長	特別支援学級の担任に対して、県教育委員会が行う研修があると認識しているが、市では研修を行っているのか。
事務局	<p>総合教育センター内の教育研修課で実施している。対象者が必ず受講する「特別支援教育担任者研修」「特別支援コーディネーター研修」がある。また、年次研修として、「初任者研修」「中堅教諭等資質向上研修共通研修」「教職経験者（15 年次相当）研修」で特別支援教育に関する研修を実施している。</p> <p>そのほか、希望者が受講する研修として、令和 3 年度は「発達障害のある児童生徒への支援」「読み書きに関わる困難を抱える児童生徒への支援」をテーマとした研修を実施している。</p> <p>また、兵庫県立特別支援教育センターが実施する研修にも、初めて特別支援学級を担任する教員や希望する教員が参加している。</p>
委員	誰が参加したのかという記録は残っているのか。
事務局	市教委の研修について、参加者の記録は残っている。
委員長	特別支援学級担任者会は、意見交流の場なのか。
事務局	担任者会は教育委員会が直接関わっている組織ではないが、地区別交流や意見交流も行っていると聞いている。

委員長	<p>知識とか経験、技術というところに関して、どれだけ座学で学んでも限界がある。</p> <p>本件事案が生じた原因に関して、メンタルヘルスの不調を抱えた教職員への対応があげられる。メンタルヘルスの問題への対応は、管理職の役割といえるかもしれない。教職員のメンタルヘルスに対する管理職の認識不足を指摘したい。</p>
委員	<p>メンタルヘルスは、管理職が対応する案件である。管理職に対して、例えば労働安全衛生法やメンタルヘルスに関する研修をしているのか。</p>
事務局	<p>各学校には、労働安全衛生委員会を設置している。原則月1回、職場の状況や教職員の体調などを確認し、問題があれば、その課題解決に当たる。また、年に1回、労働安全衛生協議会において、管理職など各学校から1名出席する研修を行っている。</p> <p>ただ、具体的にメンタルヘルスの不調を訴える教職員にどのように対応するかまでの研修はできてない。</p> <p>メンタルヘルスの相談は、教職員課が担当となる。今回の件について、教職員課には連絡はなかった。</p>
委員長	<p>当該教諭は、病気休暇を取っているが、診断書は、今年の6月には出ているのか。</p>
事務局	<p>病気休暇取得の基本的なルールとして、30日以上休暇を取る場合については、診断書を求めることになっている。</p>
委員長	<p>メンタルヘルスの不調の疑いがある教職員がいたときに、どこまで管理職が把握するかという問題がある。</p>
委員	<p>定期的にヒアリングすることが重要である。</p>
事務局	<p>管理職と当事者の人間関係が重要である。プライバシーに関することは、守秘義務があるから、心配せずに相談してほしいとの管理職の姿勢が大事である。</p>
委員長	<p>次に、「事案についての長期間継続したことについて」を考えていきたい。ここでは、「周囲による問題事案の把握にあたっての問題」、「問題事案を把握したときの相談先の問題」、「相談、報告を受けた管理職の対応の問題」の3観点を示している。</p>

	<p>管理職の対応であるが、今回、平成 30 年頃から同僚職員からの報告を聞いて、当該教諭には口頭注意で済ませていた。問題として市教委に報告するかどうかの判断基準やルールはあるのか。</p>
事務局	<p>「懲戒処分の指針」がある。懲戒処分の基準を学校に通知している。その基準に照らし合わせて、校長が判断をする。紛らわしい場合は、教職員課に相談をしてくる校長もいる。この案件については、一切相談がなかった。</p>
委員長	<p>体罰、暴言に関する指針はあるのか。</p>
事務局	<p>「懲戒処分の指針」の中に、体罰について示されている。</p>
委員長	<p>体罰や暴言の線引きは難しいと思う。どういうふうに捉えるのか。</p>
事務局	<p>平成 25 年 3 月 13 日付けで、文部科学省から発出された「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底」が重要となる。ここでは、「体罰の禁止及び懲戒について」、「懲戒と体罰の区別について」、「正当防衛及び正当行為について」、「体罰の防止と組織的な指導体制について」示されている。別紙として、「学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する参考事例」がある。これが、体罰について判断する一つの基準になる。</p>
委員長	<p>これをベースと考えたら良いか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員長	<p>今回の件では、同僚職員が細かくメモを付けていた。管理職が、早い段階で具体的な内容までの聞き取りをしていれば、もっと素早く対応できたのではないか。事案を把握したときに抽象的にしかとらえていない。具体的に話を聞き取ることが必要だった。また、管理職の注意の仕方も良くなかったのではないか。</p>
委員	<p>やはり初期対応が重要である。聞き取りが全くできていない。いつ起こった事案であるかも不明。どのような行為に対して、どう処理したのかが記録として残されていない。不利益を被るのは、児童生徒である。</p>
委員長	<p>具体的に問題を把握すれば、全部、市教委に報告した方が良いのか。市教委と学校が一緒に考えるという姿勢にならないのか。</p>

事務局	<p>管理職としては、例えば、いじめだったら学校指導課に相談すべきであり、今回のような体罰・暴言だったら教職員課に相談すべきであり、特別支援教育に関する悩みは育成支援課に相談すべきである。校長としては、程度の問題ではなく、市教育委員会事務局に相談をしていただきたい。</p> <p>学校現場の教職員からすれば、一番身近な管理職に相談するのが最初となる。また、公益通報制度が兵庫県や姫路市にあるので通報をするか、教職員相談が兵庫県教育委員会福利厚生部等にあるので電話をかけるなどしてほしい。また、メールでの相談もある。もちろん教育委員会にも電話相談していただければ良いのだが、周知徹底がされていないと反省している。</p>
事務局	<p>今回の事案を受けて、県下全部の学校に対して、相談報告体制を徹底するよう文書が発出された。また、校長会等で、毎回周知を図っている。しかし、会計年度任用職員や臨時講師には十分周知されていなかったと考えるので、任用する際に必ず、相談体制があることを今後、伝えていかなければならない。</p>
委員長	<p>通報する方も勇気がいる。おそらく同僚職員は悶々とされていたはずである。相談窓口の周知は必要である。校長の立場からすると、「自分の学校に起きた悪いことは、あまり言いたくない。できれば内々で済ませたい。」という心理が働くのではないか。この心理が判断を狂わせてしまう。いじめの報告と同様、管理職に必要なマネジメントである。</p> <p>管理職の体罰・暴言等の存在に対する意識・認識の不足についてであるが、体罰や暴言事案の訴えを教職員が安心して行えない状況にあったのであろうか。体罰と正当行為の線引きは難しい。相談して複数で判断することが大事と考える。</p>
委員	<p>校内で共有されていなかったことが問題である。「チーム学校」が機能していなかった。共通認識、共通の危機感が必要である。何より、子供に対して不利益にならないようにすること、子供を守っていくことが大切である。ケース会議や校内での連携が大事である。1人で判断すると、判断を間違えることもある。</p>
委員	<p>子供の相談する力も大事である。力を育むことも教育の大事な一つである。それは、教職員も同じである。お互いに相談することで、いろいろなアイデアも見つかり、管理職自身も少しは気持ちが楽になるだろう。</p>
委員	<p>それは加害教諭も同じである。これは自分がやるべきという、一人で抱え込むような責任感があった。管理職と一緒にしていく安心感があれば良かった。</p>
委員長	<p>企業で言うと、経営者はすごく孤独である。経営者では横の繋がりが、</p>

	<p>経営者同士で悩みを相談することがある。校長もトップだからこそその辛い悩みを抱えていると思うので共有をしてほしい。共有することは悪いことではない、相談することは悪いことではないとの意識を持ってもらいたい。</p>
<p>委員長</p>	<p>この事案について、長期間継続したことが一番重要な問題と考える。やはり、管理職の対応に問題がある。同僚職員の立場から考えると、他のところに通報しやすい、幅広く相談しやすいところがなかったことも問題である。</p>
<p>委員長</p>	<p>今日、大きく2つの視点から意見交換をさせていただいた。委員の意見を踏まえてさらに検証意見書案を整理する。内容や表現上の意見があれば、メールをいただきたい。</p> <p>その他、ここで議論することはないか。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日、この後に報道関係者への説明をする。本日は、3名の児童の保護者から意見の聴取をしたこと、参加できなかった方から文書で意見を1件いただいていること、次回は12月14日で最終回となることを伝えて良いか。</p>
<p>委員長</p>	<p>それで良い。次回最終回で検証意見書案について話し合いを行い、年内にまとめたい。教育長への報告は、後日、委員長が提出することで良いか。</p>
<p>委員</p>	<p>それで良い。</p>
<p>委員長</p>	<p>本日の議事は以上とする。</p>
<p>事務局</p>	<p>4 連絡事項</p> <p>次回、第5回検証委員会は、12月14日火曜日の14時30分から総合教育センターで開催する。なお、やむなく当日欠席の場合は、別途意見をいただきたい。</p> <p>以上をもって本日の会議を終わらせていただく。</p>

(5) 第5回検証委員会会議録

□全部記録 ■要点記録

1 会議名	第5回 姫路市立城陽小学校における体罰・暴言事案に係る検証委員会
2 開催日時	令和3年12月14日(火曜日) 14時40分～16時30分
3 開催場所	姫路市立総合教育センター 大会議室
4 出席者又は欠席者名	(出席者) 検証委員会委員3名 (事務局) 教育次長、学校教育部長、教職員課長、 学校指導課長、人権教育課長、育成支援課長、 教職員課係長、教職員課管理指導主事2名、 学校指導課指導主事2名
5 傍聴の可否及び傍聴人数	一部傍聴可、0人
6 次第	1 開会 2 議事 (1) 意見書(案)について (2) その他 3 連絡事項 4 挨拶 教育次長 峯野 仁志 5 閉会
7 会議の要点内容	以下のとおり
事務局	1 開会 第5回姫路市立城陽小学校における体罰・暴言事案に係る検証委員会を開催する。
事務局	会議成立報告
事務局	以後の進行を委員長にお願いする。

2 議 事

委員長

本日もよろしくお願ひしたい。

会議の前に、本日の会議の公開・非公開についてお諮りする。開催要領第5条第1項により、今回も個人情報等が含まれるので、非公開と考えるが良いか。

委員

はい。

委員長

それでは非公開とする。

委員長

前回会議録の確認をする。第4回会議録案の修正等、意見はあるか。

委員

特に意見なし。

委員長

これで確定し、この内容を第4回の会議録とする。

委員長

議事(1)として、意見書(案)について、内容の検討を行う。

委員には事前に検証意見書(案)をメールで送り、事実関係を補足していただき、文言の整理をした。また、本件の原因についても追記している。今から、内容の確認を行うので、意見をいただきたい。

委員長

まず、「当委員会の設置及び活動について」の項目を確認する。

「当委員会の発足の経緯」「委員会の開催」「聞き取り調査等」「書面による意見の提出」「当委員会による検討、意見交換」のところで意見はないか。

委員

特に意見なし。

委員長

次に、「前提となる事実」の項目を確認する。

「特別支援学級について」のところで意見はないか。

委員

「平成30年度及び令和元年度は、なのはな学級は1学級であったが、令和2年度以降は2学級となった」は誤りではないか。

委員長

「平成30年度は、なのはな学級は1学級であったが、令和元年度以降は2学級となった」に訂正する。

委員長

「加害教諭について」のところはどうか。

委員

平成29年度の末頃に、加害教諭に特別支援学級の担任を勧めたのは、前校長

	ではなく、前校長の前任校長ではないか。
委員長	前校長を、前校長の前任校長に訂正する。
委員長	「体罰・暴言の対象となった児童について」のところで、一人の児童に関する記述において、担任学年の誤りがあるので訂正したい。
委員	はい。
委員長	「加害教諭のメンタルヘルス上の不調とその経過について」のところで、記述に関して、意見が欲しい。
委員	個人情報に、十分配慮していきたい。
委員長	通院していた事実は、原因分析にもつながるため外せない。
委員	メンタルヘルス上の不調という言葉で統一すればどうか。
委員長	メンタルヘルス上の不調に関する文言などは、再度、修正したい。 「前提となる事実」の項目については、再度検討し、もう一度、委員に示したいが良いか。
委員	よろしくお願ひしたい。
委員長	次に、「体罰・暴言事案の原因等に関する検討、分析結果について」の項目を確認したい。重要な部分であるため、全文を読み上げる。 〔全文を読み上げながら、文言や内容の確認を行う〕
委員長	「加害教諭による本事案そのものが生じた原因について」のところでの修正はないか。
委員	一部、数字の間違いがあるので、修正を願う。
委員	この部分でも、メンタルヘルス上の不調に関する記述があるので、先に確認したとおり、文言の修正を願う。
委員長	「加害教諭による体罰・暴言が長期間継続した（早期発覚しなかった）原因に

	ついて」のところでの修正はないか。
委員	内容に関しては、意見書（案）で良い。誤字・脱字などの修正は、再度確認する必要がある。
委員長	最後に、「総括」の項目について確認したい。 意見はないか。
委員	特にない。
委員長	検証委員会としては、今日が最終回になる。 今後は、委員とメールのやり取りをして、委員の承諾を終えたものを、完成版として提出しようとするがどうか。
委員	そのようにお願いしたい。
委員長	それでは、議事（1）はここまでとする。 その他、ここで何か協議すべきことはあるか。
事務局	検証意見書の提出手続きについては、委員確認後、委員長が教育長に提出する形式で良いか。
委員長	それで良い。
事務局	日程としては、12月24日の午後で良いか。手交後、会見を求められているが、その時に記者広報で良いか。
委員長	それで良い。
事務局	本日、この後報道関係者に説明をする。何を説明すれば良いか。
委員長	検証意見書の具体的な内容についての意見交換を行い、概ね意見書の内容を確定させた。最終的な確認を委員長と委員で行い、12月24日に教育長に報告する予定であることを伝えて良い。
事務局	報道関係者から、どのようなまとめをするのかを知りたいと聞いている。「本事案そのものが生じた原因」「本事案が長期間継続した原因」でまとめようとしていると回答して良いか。

委員長	<p>その内容で回答して良い。</p> <p>議事としては、これで終了とする。進行を事務局にお返しする。</p>
事務局	<p>3 連絡事項</p> <p>検証委員会の会議は、本日の第5回をもって終了とする。委員長が教育長に検証意見書を手交された時点で、検証委員会は終了とする。</p>
教育次長	<p>4 挨拶</p> <p>本来であれば、教育長が御礼の挨拶を述べるところであるが、公務のため代わりの挨拶となる。</p> <p>当初3回程度の予定から2回増やしていただき、大変内容を深掘りしていただき感謝する。特に感謝していることは、加害教諭、前校長等関係者と被害者の保護者への丁寧な聞き取りである。検証意見書の素案を拝見し、聞き取りと多くの情報に基づいた、説得力と示唆に富んだ内容であると感じた。検証後は検討会議で再発防止の議論となる。委員の皆様には今後ともご指導ご鞭撻をお願いしたい。</p>
事務局	<p>5 閉会</p> <p>以上をもって、検証委員会の会議を終了させていただく。</p>

3 参考資料

(1) 開催要領

令和3年10月19日

姫路市教育委員会

姫路市立城陽小学校における体罰・暴言事案に係る検証委員会開催要領

1 趣旨

姫路市立城陽小学校で発生した、教職員の体罰・暴言事案の原因の究明・分析について、専門的な見地より意見を求めることを目的として、姫路市立城陽小学校における体罰・暴言事案に係る検証委員会（以下「検証委員会」という。）を開催する。

2 委員

(1) 検証委員会に参加する委員は、姫路市学校サポート・スクラムチームの専門委員をもって充てる。

ア 弁護士

イ 臨床心理士

ウ 精神保健福祉士

(2) (1)の規定により委嘱する委員の人数は、3名程度とする。

(3) 委員の任期は、委嘱を受けた日から、その年度の末日までとする。

3 委員長及び副委員長

(1) 検証委員会に、委員長及び副委員長を置く。

(2) 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

(3) 委員長は、検証委員会の会務を総理し、検証委員会を代表する。

(4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 検証委員会の会議

(1) 会議は、委員長が招集し、委員長が、その議長となる。

(2) 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

5 会議の公開

(1) 会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、委員長が会議に諮ったうえで公開しないと決めたときは、この限りでない。

ア 姫路市情報公開条例（平成14年姫路市条例第3号）第7条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

イ 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合

(2) 会議の傍聴に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

6 委任

この要領に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要領は、令和3年10月19日より施行する。

(2) 委員名簿

職名等	氏 名	備 考
弁護士	たちばな たかすけ 立 花 隆 介	委員長
臨床心理士	いましおや と き こ 今 塩 屋 登 喜 子	副委員長
精神保健福祉士	い い づ か ゆ み こ 飯 塚 由 美 子	

※事務局を教育委員会学校教育部に置く。

